

---

平成27年 第6回(定例)南部町議会会議録(第2日)

平成27年9月8日(火曜日)

---

議事日程(第2号)

平成27年9月8日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第63号 南部町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第4 議案第64号 南部町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第5 議案第65号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第66号 南部町職員の再任用に関する条例及び南部町議会の議員その他非常勤の職員  
の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第67号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第8 議案第68号 平成27年度南部町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第69号 平成27年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第70号 平成27年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第71号 土地の無償貸付について
- 日程第12 議案第72号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について
- 日程第13 議案に対する質疑

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第63号 南部町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第4 議案第64号 南部町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第5 議案第65号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第66号 南部町職員の再任用に関する条例及び南部町議会の議員その他非常勤の職員  
の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第67号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について

- 日程第 8 議案第68号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）  
 日程第 9 議案第69号 平成27年度南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）  
 日程第10 議案第70号 平成27年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）  
 日程第11 議案第71号 土地の無償貸付について  
 日程第12 議案第72号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について  
 日程第13 議案に対する質疑

---

出席議員（14名）

1 番 白 川 立 真君	2 番 三 鴨 義 文君
3 番 米 澤 睦 雄君	4 番 板 井 隆君
5 番 植 田 均君	6 番 景 山 浩君
7 番 杉 谷 早 苗君	8 番 青 砥 日出夫君
9 番 細 田 元 教君	10番 石 上 良 夫君
11番 井 田 章 雄君	12番 亀 尾 共 三君
13番 真 壁 容 子君	14番 秦 伊知郎君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 .....	唯 清 視君	書記 .....	岩 田 典 弘君
		書記 .....	杉 谷 元 宏君
		書記 .....	石 谷 麻衣子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	坂 本 昭 文君	副町長 .....	陶 山 清 孝君
教育長 .....	永 江 多輝夫君	病院事業管理者 .....	吉 原 賢 郎君
総務課長 .....	加 藤 晃君	行財政改革推進室長 .....	三 輪 祐 子君
企画政策課長 .....	上 川 元 張君	防災監 .....	種 茂 美君

税務課長	伊藤 真君	町民生活課長	山根 修子君
教育次長	板持 照明君	学校教育室長	水嶋 志都子君
病院事務部長	中前 三紀夫君	健康福祉課長	山口 俊司君
福祉事務所長	頼田 光正君	建設課長	芝田 卓巳君
上下水道課長	仲田 磨理子君	産業課長	頼田 泰史君

---

### 午前9時00分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は14名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、延会としていました会議を開きます。

日程に入る前に御報告をしておきます。清水総務・学校教育課長が体調不良で、本日は学校教育室長、水嶋志都子君に交代をさせております。よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

3番、米澤睦夫君、4番、板井隆君。

---

#### 日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

#### 日程第3 議案第63号 から 日程第12 議案第72号

○議長（秦 伊知郎君） 7日の会議に引き続き、町長より提案理由の説明を求めます。

日程第3、議案第63号、南部町個人情報保護条例の一部改正についてから、日程第12、議案第72号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第63号から日程第12、議案第72号までを一括して説明を受けます。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。それでは、昨日に引き続き提案をいたします。  
13ページから提案をしますので、お開きください。議案第63号、南部町個人情報保護条例の一部改正について。

次のとおり南部町個人情報保護条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆるマイナンバー法に基づき付番される個人番号をその内容を含む個人情報、この個人情報を特定個人情報と申します。マイナンバー法により、その情報の開示等を実施するために必要な措置を講ずるものとされております。

南部町においても既存の個人情報保護条例をマイナンバー法にも対応させ、個人情報の利用や提供、開示請求権及び手続等につきまして改正をするものでございます。

施行は、番号法施行の平成27年10月5日としております。よろしく御審議をお願いいたします。

引き続きまして、議案第64号、南部町手数料徴収条例の一部改正について。

次のとおり南部町手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この条例改正も先ほどの議案でもございましたマイナンバー法の施行により、個人番号の付番後に住民の方に個人番号を記載した通知カードを送ることになっております。そのほか、申請されました方には個人番号カードを交付することとなっております。そのカードの再交付の手数料を定めるため、今回手数料徴収条例を改正するものでございます。通知カードにつきましては1枚500円、個人番号カードにつきましては1枚800円とするものでございます。

施行は、第1条の通知カードにつきましては、番号法施行の平成27年10月5日、第2条の個人番号カードにつきましては、番号利用を開始する平成28年1月1日としております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第65号でございます。南部町税条例の一部改正について。

次のとおり南部町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この一部改正は、町県民税の寄附金控除の対象団体として、特定非営利活動法人倉吉鴨水館が県の条例に追加されるため、南部町の条例にも追加するものでございます。

施行日は、条例の公布日としておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。（発言する者あり）追加をするものでございますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第66号、南部町職員の再任用に関する条例及び南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町職員の再任用に関する条例及び南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは被用者年金制度の一元化を図るため、厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、国家公務員共済組合年金と地方公務員共済組合年金が厚生年金に一元化されることに伴い、共済年金を引用しています条例を改正するものでございます。

施行は、法律施行日の平成27年10月1日とし、公務災害補償等につきましては労働災害補償保険と同等な扱いをするため、年金の給付との調整に関する事項として旧制度となる共済年金受給の場合の特例を設けております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第67号でございます。南部町特別医療費助成条例の一部改正について。

次のとおり南部町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは国民健康保険法第116条に規定されております就学中の被保険者の特例、いわゆる学生の住所取得例について、特別医療費助成制度においても従来から運用されているため、県よりこの規定の明文化を求められていることと、県の小児特別医療費助成の対象年齢が15歳から18歳に拡大されたことに伴い、南部町の特例を改正するものでございます。

施行日は、県条例と同様の平成28年4月1日としております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。議案第68号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第3号）でございます。

.....  
議案第68号

平成27年度南部町一般会計補正予算（第3号）

平成27年度南部町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82,510千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,140,551千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年9月 7日

南部町長 坂本 昭文

平成27年9月 日

決 南部町議会議長 秦 伊知郎

4 ページのほうにお移りください。第2表、地方債の補正でございます。変更といたしまして、水道統合事業のものを変更するものでございます。現在の限度額5,500万円を6,820万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

9 ページのほうにお移りください。歳出から御説明申し上げます。2款1項9目企画費でございます。397万5,000円を増額いたしまして、4億3,736万7,000円とするものでございます。主なものといたしまして移住者向け情報発信事業、これは専用のホームページ等を作成する費用でございますが、この事業。それから、南部町版C R C 検討事業ということで計上しておるところでございます。

3款1項1目社会福祉総務費でございます。246万8,000円を増額いたしまして、3億4,596万6,000円とするものでございます。あいのわ銀行の運営事業ということで、システム導入費等を計画しておるところでございます。

はぐっていただきまして、10ページでございます。3款1項2目障がい者福祉費でございます。370万4,000円を増額いたしまして、3億229万円とするものでございます。これは障がい者医療給付事業ということで、受給者の方が生活保護となりました関係で、こちらの療養費のほうから支払う格好になったものでございます。

4目の高齢者福祉費307万円を増額いたしまして、2億2,540万2,000円とするものでございます。これは介護保険対策事業の負担金補助及び交付金でございますが、番号法の関係によりましてシステム変更が広域連合のほうで必要になるということで、その負担金を計上するものでございます。

7目少子化対策費1,501万1,000円を増額いたしまして、2,653万4,000円とするものでございます。未来へつながるまち・ひと育成事業ということで、少子化対策強化事業の関係、育児パッケージとか、あるいは未来へつながる人材育成等を計画しているところでございます。

11ページのほうでございますが、4款5項1目衛生費の上水道費でございます。2,641万3,000円を増額いたしまして、1億5,504万7,000円とするものでございます。水道統合事業の関係の出資でございますが、国の定めております諸経费率等が上がった関係で事業費が増加したために、補正をお願いするものでございます。

その下、5款1項5目農業振興費でございます。246万1,000円を増額いたしまして、1億9,075万円とするものでございます。主にでございますが、南部町果樹生産振興事業ということで、新規就農の方の果樹園の関係でございますが、資材費が高騰しているということで補正のほうをお願いするものでございます。

12ページのほうでございます。5款1項8目畜産業費でございます。924万円を増額いたしまして、1,211万2,000円とするものでございます。鳥取和牛振興総合対策事業ということで、和牛の増頭事業の関係でございます。6月補正のときには施設のほうが出ておりましたが、今回は入る牛のほうの増頭の分でございます。

次に、5款2項2目林業振興費でございます。121万7,000円を増額いたしまして、5,153万3,000円とするものでございます。みんなで活かす森林資源活用事業ということで、まき割り事業等を追加して行いたいと考えております。

7款4項1目公営住宅管理費でございます。282万5,000円を増額いたしまして、1,515万3,000円とするものでございます。町営住宅の退去者がありましたが、入るにはちょっと修理が必要ということで、その工事請負費のほうを組ませていただいております。

7款7項1目砂防施設等新設改良費でございます。520万を増額いたしまして、520万とするものでございます。小規模の急傾斜地崩壊対策事業ということで、レッドゾーンの地域内にありますおうちの方がその対策をするということで、今回は設計委託費のほうの予算を組ませていただいております。

14ページのほうにお移りください。9款2項1目学校管理費でございます。41万2,000円を増額いたしまして、2億4,956万6,000円とするものでございます。学習支援員配置事業ということで、帰国子女の方の通訳ということで2学期のみでございますが、支援員を雇用していきたいと考えております。

9款3項2目教育振興費でございますが、97万7,000円を増額いたしまして、1,362万8,000円とするものでございます。これは教育振興助成事業ということで、中学校のクラブ活動が非常に成績がよくて、今回中国大会、全国大会のほうに出ておりますので、それに係ります費用を補助するものでございます。

6ページのほうにお戻りください。歳入のほうでございます。12款1項2目土木費分担金でございます。52万円を増額いたしまして、52万1,000円とするものでございます。先ほどの急傾斜地の対策事業の個人からの分担金でございます。

14款1項1目民生費国庫負担金でございます。185万1,000円を増額いたしまして、3億6,015万7,000円とするものでございます。自立支援医療費国庫負担金ということで、先ほどありました受給者の方が生活保護となられましたために、更生医療費のほうで負担するわけでございますが、その国庫負担金部分でございます。

14款2項1目総務費国庫補助金でございます。1,753万3,000円を増額いたしまして、2,896万4,000円とするものでございます。社会保障・税番号システム等の補助金、それから地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生の関係でございますが、これが主なものでございます。

それから、7ページのほうでございますが、15款2項2目民生費県補助金でございます。1,039万4,000円を増額いたしまして、9,926万6,000円とするものでございます。地域少子化対策強化事業交付金でございますが、未来へつながるまち・ひとづくりの関係の補助金でございます。

4目の農林水産業費県補助金でございますが、863万6,000円を増額いたしまして、2億5,671万5,000円とするものでございます。主に和牛振興の関係の先ほどの増頭事業の関係の補助金が大きいものでございます。

5目の土木費県補助金でございますが、234万円を増額いたしまして、267万3,000円とするものでございます。先ほどの小規模の急傾斜地の関係の県の補助金でございます。

19款1項1目繰越金でございます。2,116万2,000円を増額いたしまして、5,083万5,000円とするものでございます。前年度繰越金ということで、今回の収支のギャップの部分を宛てがうものございます。

20款5項5目雑入でございますが、485万9,000円を増額いたしまして、1億2,090万5,000円とするものでございます。南部箕蚊屋広域連合の負担金の精算金等が主なものでございます。



21款1項3目衛生債でございます。1,320万円を増額いたしまして、7,560万円とするものでございます。水道統合事業に係ります起債でございます。

17ページのほうにお移りください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度中の起債見込み額を1,320万円、普通債のほうを増額いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。議案第69号、平成27年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条、平成27年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成27年度南部町水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出に対し不足する額6,841万7,000円は、当年度分及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。）

収入でございます。第1款資本的収入、既決予算額1億6,461万7,000円、補正予算額1,710万9,000円、合計1億8,172万6,000円。内訳ですが、第2項出資金、これは一般会計からの補助金でございます。既決予算額1億2,479万3,000円、補正予算額2,641万3,000円、合計いたしまして1億5,120万6,000円。第4項国県支出金、既決予算額3,335万、補正予算額マイナスの930万4,000円、合計いたしまして2,404万6,000円、これは国からの交付金の金額変更による減額でございます。

支出。第1款資本的支出、既決予算額2億3,651万4,000円、補正予算額1,362万9,000円、合計2億5,014万3,000円。第1項の建設改良費でございます。これは水道統合事業に係る増額でございます。既決予算額1億3,933万4,000円、補正予算額1,362万9,000円、合計といたしまして1億5,296万3,000円、これは水道整備事業工事に係ります歩掛かりの改定がございまして、27年4月1日から工事費が増額になったものでございます。

継続費。第3条、予算第5条に定めた継続費の予定額を次のとおり変更する。款、資本的支出、項、建設改良費、事業名、上水道拡張工事としておりますが、これは水道統合事業でございます。平成24年度から27年度まで実施してございまして、27年度の年割額の変更でございます。補正前、総額5億3,559万2,000円、27年度のところですが、年割額、補正前1億3,333万4,000円。補正後、総事業費5億4,922万1,000円、年割額の27年度の

ところですが、補正後年割額1億4,696万3,000円でございます。

続きまして、次のページです。2ページ、他会計からの補助金です。第4条、予算第10条中「1億2,763万1,000円」を「1億5,404万4,000円」に改める。これは建設改良費の増額による増額でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。平成27年度3月末の予定キャッシュ・フロー計算書です。一番下の行ですが、資金期末残高といたしましては、2,620万2,000円でございます。

次の6ページをお願いいたします。継続費に関する調書でございます。全体計画が変更になりましたので、調書を載せております。

27年度の全体計画のところですけども、事業費年割額といたしましては1億4,696万3,000円。財源内訳といたしまして、国庫補助金2,404万6,000円、一般会計からの補助金が1億2,291万7,000円でございます。今年度で終了予定としておりますので、最終事業費が1億6,051万8,000円となっております。

合計のところですけども、全体事業費といたしまして5億4,922万1,000円、国庫補助金の合計額が9,093万円、一般会計補助金といたしまして4億5,829万1,000円。前々年度末までの支払い義務額ですが、25年度までの支払い義務額が2億9,489万9,000円。26年度の支払い義務額が9,380万3,000円。27年度、最終額ですが、1億6,051万8,000円で、26年度までの事業は、27年度29%残しておりますので、71%の進捗率でございます。

以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、吉原賢郎君。

○病院事業管理者（吉原 賢郎君） 病院事業管理者でございます。議案第70号、平成27年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

予算書1ページをごらんください。総則。第1条、平成27年度南部町の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。第2条、予算第4条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億766万5,000円は、過年度分損益留保勘定資金をもって補填するものとする。）

まず、収入でございますが、第1款資本的収入、第2項企業債について990万円減額し、7,079万7,000円とするものです。

支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費を990万円減額し、2億7,846万2,000円とするものです。

起債の目的、限度額、利率及び償還の方法については、2ページのとおりでございます。

4ページの平成27年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)実施計画をごらんください。このたびの補正は、資本的収入において企業債からの受け入れ額を990万減額し、支出では建設改良費のうち第1目固定資産購入費について、990万円を減額補正するものです。

詳細は、8ページの平成27年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)見積書をごらんください。設備を予定しております医療機器、生化学自動分析装置につきまして、入札による不用額を減額するものでございます。

5ページのキャッシュ・フロー計算書におきましては、2、投資活動によるキャッシュフロー中、有形固定資産の取得による支出及び3、財務活動によるキャッシュフロー中、建設改良企業債による収入を、それぞれ990万円の減額となりますので資金増減はなく、資金期末残高も変更ございません。

6ページ、7ページの予定貸借対照表におきましても、資産の部において固定資産を990万円減額し、負債の部では企業債が同額の減額となるものでございます。

以上、審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(秦 伊知郎君) 副町長、陶山清孝君。

○副町長(陶山 清孝君) 議案第71号でございます。土地の無償貸付について。

次の土地を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

貸し付ける土地。鳥取県西伯郡南部町原240番地ほか4筆記載のとおりでございます。そのほか水路を1カ所見しております。合計面積は、1万1,783.10平方メートル。貸付金額は、無償でございます。期間は、平成27年12月1日から平成38年3月31日まで。貸し付けの相手方は、鳥取県西伯郡南部町原1000番地、NOK株式会社鳥取事業場、執行役員、事業場長、大橋一寛でございます。

めくっていただきまして、理由を記載しておりますので、読み上げさせていただきます。貸し付けの相手方は、東京証券取引所一部上場の本町誘致企業であり、今後の事業展開により、工場増設及び雇用の拡大が見込まれ、本町の経済的発展や地方創生の取り組みに大きく寄与することが見込まれることから、無償で貸し付けようとするものでございます。どうぞ御審議をお願いいたします。

引き続きまして、議案第72号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について。

下中谷辺地に係る公共的設備を総合的に整備するため、別紙のとおり総合整備計画を変更するので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これは健康増進施設の改修事業を行う予定にしておりますレークサイドアリーナの屋根工事でございます。現在工事にかかっておりますが、この屋根工事を辺地で該当させるために変更するものでございます。下中谷地区の辺地計画の事業費に変更を生ずるということで、当該辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙添付の計画書のとおりでございますので、よろしく御審議をお願いします。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 提案理由の説明が終わりました。

---

### 日程第13 議案に対する質疑

○議長（秦 伊知郎君） これより、日程第13、議案に対する質疑を行います。

質疑に当たっては議事の進行上、7日に提案説明のあった議案を含めた提案順に行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

質疑は、会議規則第54条第1項に規定されているとおり、簡明にかつ疑問点のみについて行っていただきますようお願いいたします。また、個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑のみを行います。

それでは、議案第51号、平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 3点、お尋ねいたします。

1点目は、地方交付税が26年度で5億6,816万3,000円という特別交付税の金額となっておりますが、これは国の政策の誘導という性格もあります。南部町において、この特別交付税を活用してどのような効果が上がったのか、これについて具体的な事例を示していただければ、その効果の検証をするべきだと考えます。そのことと、今の地方交付税のあり方として課題はないのかということについても認識をお伺いいたします。

2点目は、監査意見でも指摘された点ですが、自主財源の増加策です。なかなか難しい課題であることは皆さん共通認識ではありますけれども、この課題を今の地方創生の絡みもあり

ますので、どう位置づけていくのかというのは大きな課題だと考えますので、その点の認識を伺います。

3点目は、税とか料とか滞納問題について、今、国も生活困窮者自立支援法を制定しまして、貧困に陥らないということを課題にしております。私も昨日、滋賀の研修に行っただけで、滋賀県の野洲市の事例なども紹介していただいて、感銘を受けて帰っただけで、生活を壊すような徴税があってはならないというのが一つと、それから、そこから自治体のみずからの課題として、生活困窮者を救済していくために活動していくということが積極的に取り組まれておりますが、その点で決算ではなかなか終わったことですので、その辺も含めて今後の課題としてどのように考えておられるかということをお尋ねいたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。特別交付税の関係で、どのような効果があったかということでございますが、効果という言い方、ちょっとそぐわないと思いますが、算定の中で大きなものは、病院の関係の精神病床数の関係のものとか、あるいは生活保護の関係等の算定がありますので、主にそういうところで役に立っているということになると思います。

それから、交付税の課題ということですが、これはきのうも説明いたしましたが、交付税は一般的にその町が運営していくための必要なところの不足分を補ってもらっているものでございます。ただ、これも全体の枠が決まっておるわけでございまして、それをいろいろな条件によって配分されているわけでございますが、なかなかふえる状況にないということでございます。自主財源の増加が一番望ましいわけですが、なかなかそれが見込めない中で交付税に頼らざるを得ないという状況でございますから、これはその交付税の削減について、できるだけ削減していただかないように要望するしかないんじゃないかと思っておるところでございます。自主財源の増加の関係でございますけども、これも非常に難しい問題でございまして、主に税の関係でございますが、税については適正な賦課と徴収をお願いしたいと思っております。あと、当然、産業振興とか、そういう面での個人の所得の増加というところが上がるのではないかなと思っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 滞納についての件がまだだと思えます。

税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長です。滞納については、滞納されている方との御相談において、無理のない分納誓約という格好で徴収をしていっているのが現状でございまして、今後も過剰な差し押さえ等については、余り行わないような方針でやっていきたいというふうに思っております。

おります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私がちょっと期待する答弁がなかなか返っておりませんが、具体的に少し立ち入ってお尋ねしますけれども、最後の滞納の問題について滋賀県野洲市のことを少し紹介しましたけれども、ここでは市を挙げて滞納があらわれたことを市民との相談のきっかけにして、そこから生活困窮をどうして解決するかというところまで具体的に相談に対応しているんですよ。それが全てとは言いませんけど、関係する課を横断的に対応するというような対応をとっておられまして、そういう方向を目指すべきでないかということをお尋ねしたんですが、町長にそのことについて再度答弁、お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 交付税の一つの中で、ちょっと私が気のついたことを申し上げておきたいと思います。課題がないかということですが、交付税の中にこの事業をやったところにはたくさん交付税を交付するという、そういう仕組みを取り入れております。こういうことはよろしくない、いわゆる政府の政策誘導ということに交付税を利用しておるということですから、私は、これは課題ではないかと思っております。

それから、自主財源の増加については、基盤産業従事者の1.3倍の人が人口を規定するということになっておるようでして、1万人の人口を確保しようと思えば770人の基盤産業従事者が必要だというのが大体、統計的に出ておる。したがって、基盤産業ですから、例えばきょう提案しましたNOKのような製造業ですね、福祉や飲食業といった派生産業ではなくて、基盤産業で770人が1万人の人口を確保するということになっておるようですから、そういう基盤産業を誘致をし、育てていくということ、仕事をつくっていくということが地方創生の観点からも必要ではないかと、自主財源の増加ということでそういうことを申し上げておきたいと思っております。

それから、いわゆる滞納につきましては御指摘のとおりで、いわゆる発生した初期の段階から十分に相談に応じて分納だとか、あるいは生活改善そのものやっけていかんと、税金を納めるといようなことにつながらんわけでありまして、当然そういう対応をしなければいけないということで、南部町でもそういうことをやっております。連携をとってやっておるということでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 少し意味が違っておりまして、最後の生活困難者を支援する方法ですけども、例えば多重債務に対しましてはそういう方が多いんですね、税金滞納される方にお

いては。それで、そういう方に対しては町の窓口を通じて、南部町でもやっていますよ、無料法律相談とか行政書士の方の相談とか。それを別個にやるのではなくて、町が生活相談窓口でその方の相談と進捗等を常に見ながら、解決するまで支援するというようなところまでやっておられまして、相談を受けて終わり、だから法律相談につないで終わりということではなくて、生活改善の見通しを立てるまで支援をしていくというようなところまで完全にいつまでかどうかがあれですけれども、お話を伺った範囲ではそういうところまでやっておられるということを知っていました。一緒に行っておりますので、またその辺は議論を深めていけばいいと思うんですけども、相談して各課ばらばらという対応では不十分ではないかと私は考えておりますし、そういう方向を目指していくべきではないかということをおっしゃっておりますので、その点について再度よろしくお願いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。生活困窮者自立支援法ができて、南部町でも今年度、平成27年度から総合相談窓口を社会福祉協議会のほうに委託して設置しております。考え方としましては、行政としまして滞納がある方につきましても、事前に早目の相談を受けて生活の自立をしていただいで、滞納がないようにするというのはやってきているわけでございますけれども、この法律ができて南部町としまして、役場内でも滞納がある方等が発生した時点で、早目にそういう支援をつないでいくというようなことで本人さんの同意を得まして、そういう相談窓口にまずつないで、その中で必要な支援ですね、何が必要なのかというのを本人さんにしっかり聞いて、関係各課、役場とその他団体等と必要な連絡をとって支援に向けた相談に乗っていかうということを今、やっているところでございます。多重債務につきましても相談がありましたら、やはりつないで結果がどうなったかとかいうところを、そういうところまではきちんとフォローをしていっているはずですし、そういう流れをやっていかうという話をしております。

それとあと、役場内におきましても関係課でそういうちょっと生活に困っているんだというようなお話を受けました場合は、福祉事務所経由で社協の相談窓口につないでいくようなことを徹底しておりますので、今後そういう流れでやって効果があらわれればいいかなというふうに思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 一般会計の決算について、4点について質問いたします。

1つは、非正規雇用のあり方。2つ目には、指定管理の問題。3つ目、ふるさと寄付金の考え方。4つ目が地域振興協議会のお金の使い方と人材育成についてです。

最初の非正規雇用のあり方と指定管理については、ずっとここ数年の一般会計の決算見ていて、いわゆるお金が減ってきた大きな理由が人件費の削減だったということはもうこれ明らかな事実ですよね。その人件費の削減が、いわゆる指定管理や非正規雇用によって置きかえられているとこの問題は大きかったと思うんです。

それで、一つには、非正規雇用のあり方の問題では、平成26年度、27年度から、いわゆる地方交付税の問題で長延ばしじゃないながらも、合併後の問題が噴き出てくるということもあると思いますので、この非正規雇用が、住民からは町が仕事いっぱいつくってるけれども、なかなか食べていく報酬にならないというふうに言われているわけですよ。一体、この非正規雇用が全体として教育関係分野とか観光事業等にいろんな職員の名前をつくってしているんですけども、あそこの待遇等について町長はどのように考えているのか。

それと、これは数字持っていると思いますが、正職員に対して非正規職員の人数が他の町村とか全国的に見て、どういうふうなところに町はあろうとしているのかということをお聞かせ願いたい。

それと、非正規雇用については、今、派遣とか派遣法の問題で国会でも大問題になりました。自治体に関係ないかということ関係ないことはなく、派遣法だの何だのをを使って非正規職員の年数制限とかやってくるわけですね。そういうことから見たら、現在のこの派遣法が本当に労働者を守るようになっていないというふうに言われているし、当然地方自治体としてもそういう立場に立たなければいけないと思うのですが、町長は、うちの町の非正規雇用について現在の問題点と今後の課題ですね、それをお述べいただきたい。

2つ目の指定管理の問題では、これも人件費削減には役に立っていると思うのですが、本当に町を管理していく中で有効に動いているのかということも点検する必要があるのではないかと思います。例えば議会で住民の声を聞く説明会に出たときに、地域振興協議会等からたくさん施設を管理しているけれども、維持管理にお金がかかって困るというようなことを言われていました。二面性があるなと思ったんです。一つは、町がお金を減らすために振興協議会に持っているのかという問題と、もう一つは、振興協議会にも仕事をつくらなければならないから、そういうことをしているのかなというふうに思ったのですが、指定管理の方法についても現在の到達点と課題ということを持っておこなうてはならないと思うのですが、町長、どのようにお考えか。



その中で、特に指定管理を出している公設民営の保育園の問題です。ここで今回、平成26年度の決算は25年度に比べて1,000万以上もたくさんお金が出ているわけですね。とりわけ指定管理等では給食センター等もしているんですが、委託業者からの年間契約等がかかった分を出していくという制度ですが、この公設民営の保育園については、人件費の金額を決めて出しているわけですね、10年間たって。これが人件費等ですごくふえているのですが、恐らく人数増になったと思うのですが、この点のどのような契約の中でこのような数字が出てくるのかということとを説明していただきたいし、給食センターやその他の人件費を伴う指定管理と同じ指定管理をしていながら、公設民営の保育園についての人件費の考え方は違うのですが、それはどのように考えているのかということをご改めにお聞きしておきます。

それと、先ほどに戻って申しわけない。非正規雇用のあり方の問題では、特に公設民営になるときに非正規雇用をなくすというのが大前提でした。ところが、ふたをあけてみるとすみれ保育園、ひまわり保育園、直営の保育園では平成25年度と26年度を比べても非正規雇用がうんとふえている。例えばすみれでは非正規が2人から7人にふえている。これ、いろんな事情があるにしても当初の公約と違うのではないかと、こういう点についてもどのようにお考えなのかという点をお聞きしておきたい。全て町長、お答えくださいね、あと細かなことは委員会で聞きますので。

次に、ふるさと寄付金の考え方。平成26年度の決算1,855万、これは総括質疑で聞くのですが、委員会でも聞いたんです。課長に聞いたら、1,855万というのは寄附金が入ってくる事業ですね、その事業費は一般会計で出しているわけですよ。これは本来、ふるさと寄付金が入ってきた寄附金の中で賄うべきではないかと意見を出させてもらったのですが、課長の見解をお聞きしたのですが、町長、どうでしょうか。ふるさと寄付金は今後も大々的に取り組もうということで全国的に展開して、半ば競争にもなっています。その中で、いわゆる納付された方に対するお返しする分ですよ、これを一般財源でやってたら、本来の、一般財源ということは全て町費でやってるわけですよ。このようなやり方がふえてくるということは、ほかの財源にも影響してくるのではないかと。なぜかという、ふるさと寄付金では用途を限定しないと言いつつも寄附金です。であるならば、この中で扱うのであれば、全て寄附金の中で経費を賄うべきではないかと、この考え方、どうなのか。こうしなければ、おいそれと寄附金が多くなって大歓迎だということと言えなくなるわけなんですよ。これは町長の考え方をぜひ聞いておきたいという点です。

4点目の地域振興協議会のお金の使い方と人材育成についてですが、これも今年度取り組んだ

議員の説明会の中で、ほぼ振興区ごとにした説明会の中で出てきた意見です。お金の使い方についてまた細かく聞いておきますが、委員会で聞くのですが、ここではいわゆる年間5,000万の活動費、その上に会長、副会長の報酬も入ってくるわけです。この事業報告書を見たら、有効性はあるが問題点はなしというふうに書いてあるんですが、住民からはお金が使っていて、本当に有効に使われているのか等ですね。それと、もう一つ言われたのは、会長、副会長の報酬はどうして特別職になって、振興協議会の中に反映されてこないか、少なくともそのことは町の責任として住民に言うべきではないかという点、どのようにお答えなのかという点ですね。

それと、もう一つは、地域振興協議会の考え方、人材育成の件です。監査意見にも平成26年度のゆうらくでは住民訴訟が起きていることが指摘されていました。私たちが住民説明会で改めて驚いたのは、平成26年度でしたか25年度にかけてでしたでしょうか、地域振興協議会と町が住民から訴えられていると、こういう事実も私たちは説明会の中で知ったことです。この中で、私たち議員としても考えないといけないなと思ったの、お金の使い方も指摘されていることから、そこに働く方々が公務員ではないとしても、会長、副会長は非常勤特別職で公務員ですよ。公費が出ている中で人の働き方って本当に難しいものがあるなと感じたんですよ。公平性の問題、性質の問題、職務履行の問題等ですね、その辺の今後、振興協議会、続けていくのであれば、そういう研修がぜひとも必要になってくるのではないかと。これは説明会だけではなく、住民からもそこに働く職員や役職の方の住民に対する態度の問題でも、たびたび指摘の声が上がっていることも明らかだと思うんです。この点について、町長はどのように改善していこうとしているかと、まずそのようなことが耳に入っているかも含めてお聞きして、改善策を聞きたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。私のほうから何点か、ふるさと寄付のことにまず触れたいと思います。ふるさと寄付につきましては、今、真壁議員がおっしゃいましたとおり、一般財源のほうでお返しをしております。当初、ここまで多くのお金が集まるということがまず想定されてなかったところからスタートしてございまして、今後、来年度ですか、来年からは企業のほうからのふるさと寄付を検討しているという情報もありますので、さらなるいろいろな取り組みが課題になってくると思います。その場合にも、今度はお礼だとかお返しのやり方、額の方法、財源はどこに求めるのかということがきっと課題になるというぐあいに思います。今の一般財源を使うということがベストではないと思いますので、有効にさらに皆様によくわかるような方向に改善する検討に入りたいというぐあいに思います。

それから、振興協議会の先ほど訴訟の問題がありましたけれども、住民の皆さんがこういう訴

訟の問題に発展させるということは、いろいろな問題はあると思います。その中でいろいろな問題があると思います。ただ、今回の場合、行政のほうも直接、弁護士等を介さずに企画政策課がありのままのことを裁判所の中で申し述べさせていただきまして、一審のほうは勝訴ということになりました。ただ、上告しておられますので、まだこれからも続くというぐあいに思いますが、こういうことはやはりこれからの民主主義が発展する、成熟する過程の中では当然あり得ることだろうと思いますので、私ども、できるだけ御理解を賜るように努力はいたしますけれども、こういうことに対しても真面目に真っ向から取り扱っていきたいというぐあいに思っております。私のほうからは以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。最初に、非正規雇用についてでございますけれども、一つには、行政の仕事が非常に多岐にわたっておることがございます。例えば10万人都市では二、三人ちゃんと配置をしておいても仕事が十分あっても、小さな町村部においてはそこまでの仕事のボリュームがないというようなことから、片手間でやってしまうというようなことになりがちであります。そういう地方行政の現場からは非正規の方にお世話になるということが必然的に起きてまいるといこともございます。

それから、財政的な観点からいいますと、やはりこの類似団体との職員数の比較というようなことが言われるわけでありまして、合併をした南部町は随分職員の数が過剰過ぎみでございます。したがって、縮減をしていくということになるわけですが、今までの一つの流れというものがありますから、一遍にこの行政改革を断行するというようなことになかなかならないので、そこのつなぎのような、緩衝のような意味で非正規の方にお世話になるというようなことでございます。

町長の考え方についてですけれども、非正規雇用というものは、今、3分の1程度、日本の中ではなっておるようでありまして、決していい姿ではないと、このように思っております。特に都心部についてそういう傾向が顕著であるように聞いておりまして、これは決していい姿ではないというように思っております。それが若者の結局、夢を奪うといいましようか、夢を描けないことにつながってくるというように思いますし、そもそも社会保障制度が世代間の連帯で成り立っているというように前を前提にいたしますと、若者を非正規雇用という状況にしていけば、この社会保障制度そのものが危なくなってくるのではないかとというような気がいたしまして、これは決してどんどん進めていくようなことではないと、派遣法のこともおっしゃいましたけれども、そのような認識を持っております。

それから、振興協、これも非正規に絡んでおりますけれども、指定管理をして特に余剰も出しておるだとかいうようなこと、人件費をどう考えているかということですが、一応過去の経過といったものも十分踏まえまして、公設民営施設においては、町の責任において非正規職員の方が数が多くなりましたので、こういうことではいけないということで伯耆の国のほうへ身分移管をして、正職員として雇用するということにしたわけでありまして、そういう前提があって、これを前提にして指定管理に指名指定をしておるということですが、そういうことですが、その中でもまた非正規もふえておるのではないかとということですが、一定といひましようか、一定という言い方はいけないかも知れませんが、どうしても産休だとか、あるいは病気だとか、いろんなことでそういう緊急的にお世話にならなければならない事態というのは発生するわけでありまして、私は一定程度のそういう非正規的な雇用についてはやむを得ないのではないかとこのように思っております。

それから、余剰を出しておるということですが、損までしてはしないわけですから、一定程度の余剰も必要ではないかと思っております。金額決めてやるわけですから、努力すれば余剰が出るということでもあると思います。

それから、振興協の人材育成をせんといけんのではないかとこのことですが、会長、副会長の報酬が入っていないということですが、これは町の特別職ですから、当然町のほうでお支払いをするということになるわけでありまして、訴訟のこともおっしゃいましたけれども、振興協の現場の中でいろいろな議論がなされる、中にはエスカレートして感情的な言葉も出たりするということだったのではないかとこのことですが、全てを管理するわけにもできませんので、そこは会長、副会長さん方、あるいは地域の皆様方の議論に委ねておるということですが、地域から選ばれた立派な人格、識見をお持ちの会長さん、副会長さんでありまして、そういう方を御推挙いただいて町も辞令を交付しておるというスタイルでございますから、ひとつそのあたりは御理解をいただきたいと、このように思います。

住民の皆さんから、訴訟のことをおっしゃいましたけれども、これははっきり言って私が思うのに、訴訟にまでいくということになれば、相当な事前のやりとりみたいなものがあるのではないかとこのことですが、こう思うが、いや、それは違うとかあるのではないかとこのことですが、私は一般的には思うわけですが、町のほうは寝耳に水の話でありまして、全く関知していない話でありまして、いきなり訴えられたということでありまして、これは何をか言わんやであります。そういうことですから、結果も明らかでございますが、結果が物語っておるのではないかとこのことですが、いろいろな人がおられますから、これをここで取り上げてどうのこうのいっ

て言ってみてもどうしようもない話ではないかと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ふるさと寄付金の考え方についてはわかりました。今後、来年度等の見直しですね、その点についても来年度からは企業からも来ることがあるということになったら、いろんな要綱とかつくらないといけなくなりますよね。それはそのとき聞きましょう。ぜひこのふるさと寄付の経費については一般財源ではなく、その場で取り組んでいくことをお考えいただきたいということですね。

それと、先ほどの指定管理と非正規雇用の問題で、私は、公設民営の件でいえば、中の公設民営の方の非常勤の問題じゃなくて、公設民営に出しているいわゆる2つの保育園の保育士に出す給与の考え方のことを今、聞いたつもりなんです。例えば給食センターなんかでは3年ごとに出してくれる中に人件費ってだあっと出てくるわけですね。

ところが、この2つの公設民営については、当初から10年間、人件費って金額決まっているわけなんです。340万でしたか、決まっているんですね。何で、そのたびごとに上げていけばいいじゃないかって、そうじゃないんだと、340万出してくんだと、こういうふうな決め方して、ほかにはない取り決めしているわけなんです。その中で今回、平成25年、26年度は1,200万と上がっているわけですね。これはおそらく正規雇用がふえたのかなというふうに思うんですが、その説明をしていただきましたかったのと、先ほど言ったようにいろんな指定管理の仕方しているのに、公設民営の保育園にだけほかと違う給与費の計算していることについての是非を今、問うたわけなんですけど、その点どうかという点です。

それと、非正規雇用の点では、保育園を問題にしたのは、すみれ、ひまわりが、町長は公設民営になるところだけ非正規なくすと言ったんじゃないんです。保育園の非正規雇用をなくすために、公設民営を取り入れたわけなんです。

ところが、直営でやっているところで、例えばすみれでは、平成25年と平成26年比べても2人から7人にふえてるわけですよ。5人ふえています。それで、ひまわりは、短期雇用の方が9人から13人とふえていってるわけなんです。これがなくす方向だったらわかるんですけども、解決しようと思って取り組んだところが、非正規雇用がふえている現状について、町長はどう考えているのかと。言いたいのは、これなくしていく方向でいくべきではないかということと、先ほど町長がお述べになられた非正規雇用を3割、南部町も以前、3月議会に出してもらったら、3割以上の方が非正規雇用だったんです、短時間も入れて。ほとんど教育関係、保育関係に集中していました。この事態は、町長もおっしゃるように決していい傾向ではないとおっしゃ

ったの、全く同感です。派遣法をいいと思わないと言われたのであれば、町の自治体に責任持つ町長は、この改善策を持たないといけないんじゃないかなと思うわけなんです。ここでこの改善策がどうかということは即答できないと思いますので、このことについての改善をすべきではないかという点についてどうかという点をお聞きしたいのと、できれば26年度にこの非正規雇用がふえたことについての原因ですね、それを町長はどう捉えているかということをお聞かせ願いたいということです。

次、地域振興協議会については裁判のことを持ち出したんですけども、私、何カ所か回ったのと住民に聞いたのは、発端はお金の使い方と人材育成ではないかと思ったんですよ。時々やって、激高していろんな意見も出るというんですが、住民から見たら相手は、非常勤特別職ないしは町がつくった振興協議会の役員です。その方が例えば暴言等を吐いて住民に不愉快な思いさせたりとか、立场上そこにいることにならないような結果ですね、会議から出ていくことを言うようなことについては、これは全く筋違いであるし、やってはいけないことだということは、町は持たないといけないんじゃないかと思うんですよ。恐らく寝耳に水だったのかもしれませんが、実態はそういう実態で、そんなに難しい問題やないと思うんです。お金の使い方をもし妥当だと思うのであれば、懇切丁寧に会長、副会長の報酬も含め、住民に町が説明するということ。町が責任持って人格、識見のある方を住民が選んできたというのであれば、その後を応援するような研修制度を持つということ。そうしなければ、地域振興協議会をめぐっての住民の不満、出てくるのではないかという点について、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。（「議長、課長については委員会で聞くんです。時間がもったいないです。そのためにここで聞いています」「説明員のため、上がっちゃうだがん」「説明しても町長が……」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）町民生活課長に答えさせます。（「その後、町長ですね」と呼ぶ者あり）

町民生活課長。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほど質問のございましたすみれ、ひまわりの保育園の非常勤がふえているということでございますが、これは産休と育休、それから気になる子供さんの支援の職員配置、それから途中入所が非常に多くなりまして、最近はそのために当初から計画できない職員がおります。そうした人につきまして非正規で雇用をしているということでございますので、御理解ください。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 私のほうから、振興協の金の使い方の問題ではないかということをお

しゃいました。これは真壁議員の大きな誤解でありまして、金の使い方については振興協の中で予算をつくって、自分たちで決定をなさっておられますので、町でああだこうだ言っているわけではないというぐあいに反論をさせていただきたいと思います。

それから、何だったかいな……（発言する者あり）人材のことなんですけれども、この会長も町長が選んで、会長、副会長は辞令を交付しているわけなんですけれども、実態は御案内のように地域の皆様方の御推挙から、その方に会長、副会長の辞令を出しておるということでありまして、今まで一度もそれを忌避したことはございません。地域の皆様方から出た候補者というものを会長、副会長に選んでおるということでもあります。したがって、責任がないなんてことは言いたくないわけではないわけです。責任がないことはありませんけれども、一定の人格や識見を持った地域の方が会長や副会長に御就任をいただいております。

それと、裁判は、一審は勝ちましたけれども、控訴されましたので、今、裁判中だということでありまして、この件についてはこの辺でやめたいと思います。（「公設民営の保育園の給料の考え方の話。効果は出ている」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前10時18分休憩

午前10時18分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。公設民営の関係の person 費がふえているということでございますが、ちょっと今、詳しい手持ち資料がございませんので、委員会のほうで説明させていただこうとは思いますが、person 費が決まっているという、10年間で幾らというのは目安の金額でございまして、最終的には精算をするということで聞いておりますので、そのあたりも含めて説明させていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ちょっと今の答弁、それでいいですか。ここ何年間かしてありますが、精算なんかされたことはありませんよ。目安なんてことも、だから聞いているんですよ。だから、町長、課長がこうなっちゃうから、あなたがほかの施設と公設民営の保育園でperson 費の計上の仕方の違い何かということをつわらないからこういうことになるんですよ。（「だけん、さっき言いましたがん」と呼ぶ者あり）それで、議長、目安で一応、目安で精算してるのであれば、これま

での精算した分を全部出してください。委員会で求めます。幾らお金返ってきたのか、委員会で公設民営になってから、それ一応、目安なので使った金額返すというのであれば、あったというのであればお返してください。そんなこと今まで決算に1回も出たことない。

○議長（秦 伊知郎君） 委員会で質問をしてください。

○議員（13番 真壁 容子君） 監査にも聞きますが、これ重大発言ですよ。本会議で言ったけど、委員会でそうじゃなかったで済みませんよ。もう1回本会議を開いて、事実でなかったら事実でなかったと言ってもらいますよ。そういう問題言ってるんですよ。こんないかげんな答弁ないですよ。今まで……。

○議長（秦 伊知郎君） 委員会で答えさせます。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員会ではありません。本会議で議長、これはこんなこと通っちゃったら、委員会で何、審議しとるのかわからないんですよ。それで、申しわけないですが、町長、いい。目安だから今まで精算した分は返ってくるわけですね。そういうふうに考えていいのかということをお聞きします。それと、質疑ですから、次の質疑に入ります。それをお聞きしますね。

それから、地域振興協議会は、町長、地域の者が選んだから町としては何も言いようがないというのは、地方公務員は試験で選んだから試験が問題で、どんな人がどんな態度だったか知らないと言っているのと同じですよ。そうじゃなくて、どのような選び方をされようと、町が非常勤特別職にして会長、副会長になってもらっているわけなんですよ。ということになれば、そういう彼らをめぐっての問題点があるとすれば、やはりそれで言っているのは個人の責任ではなく、私が言っているのは個人がどうのこうの言っているんじゃないんですよ。町としてやった以上はお金の使い方はまさしく、町長がおっしゃったように問題になったのは、私に誤解だとおっしゃいましたが、振興協議会のお金の使い方を任せているのだという点が問われたわけなんですよ。そのことをどうかと聞いているわけなんですよ。いちゃもんつけてるんじゃないですよ。振興協議会にお金の使い方、委ねるやり方が公費使うのにおかしいじゃないかということが裁判で争われたわけですよ。そのことが住民に説明不足ではないかと、こちらは遠慮して言っているわけで、そういう説明する必要あるのではないかと聞いているんですよ、町が。人材育成については個人の問題とはせずに、町が認めた以上、それ研修等で保障していかなければ全部個人の責任になっちゃいますよ。それは、私は、町として無責任な御発言ではないかと思うのですが、その点、いかがかということをお聞きします。この2つ、お答えいただいて、あとは議長、先ほど本会議の中で、総括質疑の中で述べさせていただきました非正規雇用の実態の決算時点での数値と、それから指定管理の



中身ですね、特にここでは給食センターの指定管理は3年ごとに出ているのですが、平成26年度の決算した指定管理の委託料、指定管理と言わないですね、給食センターは。委託料の中身、それから、公設民営の各2園の委託料の明細について委員会に出していただくことを求めています。

○議長（秦 伊知郎君） 委員会で委員長のように申し出てください。

○議員（13番 真壁 容子君） 何のためにここで言うんですか、議長。それは求めたら、ちゃんとここで求めて、そのために時間を使って本会議に出てるんです。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。考え方ということでありましてけれども、先ほど申し上げたように振興協については町のほうで積算はしますけれども、その積算をした金額は地域のほうで相談して使っていただくということで、口は出さんという約束になっております。ですから、みんな話合っていて、それは反対の人もあるでしょうよ、多数決で最終的には決められると思いますから、そういうことだろうと。金の使い方ではなくて、町が責任を持つのではなくて、町は積算したものを間違いなく出すということです。それで既に9年もたつわけですから、もうすっかり定着をして皆さん方がそういう一つの流れの中で振興協を運営なさっておられますから、あえてここでそういう問題を持ち出す必要はないと思っております。

それから、指定管理の関係なんですけれども、私の考えでは、間違っておれば訂正せんといけんわけなんですけれども、公設民営施設については本議会でもいろいろ議論をしたわけなんですけれども、結局、正規職員よりも非正規職員のほうが圧倒的に多いような現状を厳しく指摘を受けまして、そういう現状を何とかほんなら改善せんといけんのではないかということから、伯耆の国という法人に身分を引き受けていただいて、皆さんをその正規職員になっていただいたという経過があります。したがって、引き受けていただいた先の給与というものも一定額保障していかんといけんという義務があるのではないかと、私は思っているわけです。そういうことをずっとやってきたし、それから大体、そういう前提でつくった予算も認めていただいてきておるといように思っております。どれが一番いいのかわかりませんが、一定の配慮はしなければいけんというように思います。ふえているのはきっと職員の数がふえているのではないかと思います。以上。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 1点だけお聞きしますので、よろしくお願いします。予算に対し

ての決算での出た不用額、最終110ページを見ますと、総額で2億3,000万から不用額が出ておりますね。これは恐らく建設費なんかでは請差によって不用額が出た面もあるのは、私は、それは承知します。ただ、予算の段階でいろんな事業に対してこれぐらい、これだろうということを出されて不用額が出た段階だと思います。私が申し上げたいのは、いわゆる今、緊急を要するような事態が起こった場合、それについては町民の要求について即座にやっぱり対応すべきだというぐあいだと思います。組まれた予算ですから減額補正をされて、それを新たに追加の予算に変える、当然組み替えせん勝手に流用することはできませんけども、そういう状況をやはりすべきだと思います。それが地方創生で、つまり町長がおっしゃるように町人口をふやす魅力のあるまちづくりをつくるということの大きなやっぱりポイントだと思います。そういうことを次から今後、そういうことに即していきたいという考えはなかろうかどうなのかということをお聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。不用額がたくさん発生しておるということについては申しわけないことだと思っておりますし、今回の監査意見の中でも御指摘をいただいております、これはお断りをする次第であります。適正な予算の執行に努めて、このような状況がたびたび起こらないように努めていかんといけんというように思っております。不用額についてはそういうことでございますけれども、できるだけすぐやれと、要望に応じてやれということは当然のことでございます。予算目的によって予算編成するわけでございますから、その目的にまた必要があれば使っていくということだろうというように思っておりますので、よろしく願います。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町長、私が申し上げるのは、項目が款の分でこれが一つの款の中で余った分があれば、変わった款のほうへ予算の組み替えといいますか、切りかえをやってほしいということを申し上げているわけなんです。一つの款の中で、それをプラスしたりマイナスしたり、それはやることも簡単だかもしれませんが、款の違う部分で組み替え、そういうことをやっぱりやるべきだと思うんですが、その考えについてどうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。款の切りかえでやれということに受けとめましたが、そういうことですね。款の切りかえは議会の議決がないとできんということでありまして、町のほうで勝手にすることはできないというように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） もちろん私は、勝手に行政側でこれを組み替えることは当然できないことは承知しております。議会で、本会議で議決せんとそれは執行できないということは十分知っております。だから、年に1回しか議会がなかったら別なんですけど、年4回と定例ありますね。その間にまた臨時議会も設けることができますから、そういうことに即してやっていただきたいということなんですけど、その点についてどうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 今回の不用額については、一つ一つ精査してみなければわかりません。なぜこのような状況になったのかということは、一つの事業ごとに精査してみなければいけないということですが、このような予算の適切でないあり方というものを改善せんといけんということで、実は、毎月予算の執行状況というものを課長会で報告をいただいて、一つずつ点検しております。大きな予算がついているのに執行がまだできていない、あるいは執行率が悪いというようなものについては、課長からそれぞれの事業についての説明を求めるところまで管理をしているわけです。そういう管理をしながらお多額の不用額が出たということでありまして、私は、これは監査委員さんにもお断りをしたわけですが、一体、課長会で毎月やっているあのことは何だったのかということを知りたいと思っております。一つずつやってみなければわかりませんが、今おっしゃるような年度の途中でぐらぐら変えられるというようなことではありません。そういうことは十分できておればやっておるということでもありますから、それはもうやっておるといぐあいに受けとめてください。そういうことをやった上に、なお不用額が出たといぐあいに受けとめていただければいいのではないかと考えております。

それと、決算でありますから、いろいろ手を尽くしてやった結果、これだけの不用額が出たということですから、その間のやり方について問題があったのではないかとはいくように受けとめておりますけれども、出た不用額を見てすぐ予算を切りかえてというような話ではないわけ。そういうことは十分やってきて、なお出たといぐあいに御理解いただきたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

2番、三嶋義文君。

○議員（2番 三嶋 義文君） 三嶋でございます。先ほどの不用額の関係で、とりわけ教育費に関してちょっと考え方なり、結果的に決算書を見ますと2,000万近い不用額が出ておりまして、教育委員会の部局といいますのは各小・中学校でありますとか、いろんな施設の要求書を取りまとめて精査されて財政のほうに予算要求されるというスタイルだと思います。

25年度から見ますと1,200万、26年度は下がっておりますね、教育費が。それだけ厳選されたんだろうというふうに思いますが、特に学校現場見ますと、先日も現地見たりもしておりますが、空調関係、あるいは壁のひび割れですとか、あるいは渡り廊下が凍結して滑って危ないとか、非常に子供たちが危険にさらされている現状というのを間近に見て帰ったわけでした、校長先生あたりに聞きますと、いつも予算要求はしてるんだけど、切られるんだと、次送りになるんだというような話であります。ですが、このたび教育費全体の社会教育からいろんな分野のトータルですが、2,000万近い不用額、執行残があるということは、そういった子供たちの緊急性の高いものというものは、当初、当然優先的に入れて、こういった不用額が出ないような厳選した予算化、予算執行をすべきだと思いますが、最終的にこの2,000万という不用額が出たところ、教育長としてどういうふうに捉まえておられるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。小・中学校のほうが、非常に不用額が多いというところで御指摘をいただいておりますが、学校現場のほうは1年間の中でなるべく節約をしながら、予算を特に需用費等ですけども使っていくというどうも体質でありまして、なかなか計画的に使ってない現状があります。できるだけ計画的に使うようにということで指導はしておりますけども、特に需用費の関係はそういう部分が多いというところはあります。あと、施設の関係は何か悪い部分とか、生徒、子供にとってふぐあい、非常に危険だということについては、その都度予算をつけて直すようには心がけておるということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 心がけていらっしゃると思いますけれども、現実にそういった緊急度の高い、危険性の高い現場があるわけでした、それぞれの各学校から、あるいは施設からの要求を切るというのは非常に心苦しいとは思いますが、現実的にこういった不用額、未執行額が出るということであれば、その範囲内でできる施設もありますので、ぜひ決算、こういうことですが、次年度以降にもそういうふうなことも心がけていただいて、事故なり危険を払拭していただきたいというふうに思いますので、ぜひそのようにお考えいただきたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで議案第51号の質疑は終了いたします。

お諮りします。ここで暫時休憩をとりたいと思います。再開は11時からいたします。

午前10時38分休憩

午前11時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

続いて、議案第52号、平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 国民健康保険税については、どの資料で言ったらよかったですでしょうか。申しわけございません。

そしたら、ここで聞きます。決算の一番最後のところになる収支の……（「この分」と呼ぶ者あり）そうですね。収支の何ページでしたっけ……。 （発言する者あり）137ページです。実質収支額が2,429万9,250円と出ています。初日の説明のときにいなくて申しわけなくて、重複したことを聞いたら申しわけないと思うんですが、私どものもとは、平成27年に入りまして国民健康保険税等、公共料金が上がったという声をすごく聞くわけなんです、何とかならないかと。住民から見たら、平成26年度に特に国保が大変だということなんですけども、今回2,429万の黒字が出ていると、26年度がですよ。26年度は国保税が上がっているんですけども、この2,429万の黒字になった理由を教えてくださいませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほどの実質収支額が2,400万円余ったということですが、これが国民健康保険基金を26年度に全額繰り入れました。その金額が予算書でいいますと、124ページのところに基金繰入金とあります。これが4,642万7,396円を繰り入れております。あと、当初は基金を取り崩すのは大体2,400万くらいかということで、国民健康保険料を算定していただいたわけですが、それを4,600万資金繰りの関係で繰り入れておりますので、その分の差額が実質収支の額に上がったというふうに判断していただければよろしいかと思います。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 確かにそうなんですよね。前年度25年度と26年度と比べたら、もっと上がってたわ。給付費が上がっていましたよね。結局は、この国民健康保険基金の繰り入れを4,600万して、残りが黒字に置いてたんだということなんですけども、前年度の収支差額とい

うのはこんなふうにはないわけですよ。

それと、お聞きしたいのは、これ3月末で切っちゃってするんですけども、こういういわゆる収支で黒字が出るというやり方というのは、3月をめぐりにしてはわからなかったということなんですか。そこをお聞きしたかったんですよ。このやり方というのは、ちょっと黒字が出ますよということなんですけれども、27年度はもう税金上げちゃってるわけですよ。なかなか説明しにくいというふうに素人感覚で思うんですけど、それはどうだったんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。この金額につきましては、療養給付費は3月の時点ではわからないので、これはあくまでももう5月に締めた結果ということで御了承ください。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、議案第53号、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、議案第54号、平成26年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続きまして、議案第55号、平成26年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続きまして、議案第56号、平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続きまして、議案第57号、平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続きまして、議案第58号、平成26年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続きまして、議案第59号、平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第60号、平成26年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続きまして、議案第61号、平成26年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第61号、病院事業会計の決算で質問をいたしますけれども、病院事業管理者がいらっしゃいますけれども、設置者である町長にお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

26年度決算は、新しい会計制度の変更もあってそういう影響もあるということは説明でわかりましたけれども、それでも7,000万ぐらいが期末手当の関係でマイナス要因になったということはわかりました。けれども、全体で1億円を超える赤字決算ということなんですが、赤字が悪いと言うつもりはないんですけども、監査意見の第4項目目で、国の医療制度改革を積極的に研究して、そこに対応することで医業収益の改善を図るという監査意見なんですが、そういう医療制度改革の方向を見てみますと、私の意見ですけども、総額抑制ということでは動いてるというふう感じておまして、国の動向でそれに協力することで病院事業の経営がプラスに働くというふうには私には見えないんですが、設置者として今後、資本として町がこれまでに繰り入れた分をこのたび会計制度の関係があって繰り入れましたよね。そういうことも含めて病院の決算について、町長の認識をお伺いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事務部長、中前三紀夫君。

○病院事務部長（中前三紀夫君） 病院事務部長でございます。若干、国の会計制度の改革変更ということもございますので、まず、1億円の赤字決算を計上するに至った要因と申しましょうか、そのあたり私のほうから説明を申し上げたいというふうに思います。

私は、要因は2つあるというふうに思っております。まず、1点目は、植田議員のほうも御指摘をいただきました特別損失と、それと賞与引当金の計上、いわゆるこの特別損失と申しますのは、植田議員のほうからもありましたように6月期の期末手当、いわゆる平成26年度でいい

ますと、平成25年の12月から平成26年の3月、これと26年度の4、5ということに基づきまして6月賞与のほうお支払いします。前年度に属するこの4カ月分の賞与につきましては、この改正によりまして特別損失という格好で計上せえと。それとあわせまして、先ほど申し上げましたように次年度に対応するその部分を、これは賞与引当金という格好で平成26年度の会計にも計上する、いわゆる我々は16カ月予算ということでございます。この額が約8,000万でございます。

それと、もう一つは、企業債、これ建設改良費に係る元利償還金の繰り入れのこれは収益方法の変更がこのたびの改正にあるということでございます。このものは大体、いわゆる起債償還の年数と建物の減価償却、この年数が乖離をしてございます。この乖離をした部分は、そもそも収益化ということで従前は計上しておったわけでございますけれども、これがこのたびの改正によりまして計上することができなくなった。大体、この額が1,500万弱でございます。そういう意味では、1億87万7,000円の赤字を計上してございますけれども、我々は、この影響額のほうが約8,737万1,000円ほど積算をしてございます。残り、実質的には1,350万ほどの赤字の計上ということでございますけれども、この要因といたしましては、まさに先ほどもありましたけれども、人事院勧告もありましたけれども、職員の給与費の増、それと、もう1点は、医療機器整備等も行っておりますので、減価償却費の伸びが要因にあるということでございます。

それと、2点目の国における医療制度改革、これは2年1回診療報酬の改定ということでございますが、我々のほうとしては、なるべく請求漏れ、あるいは施設基準に漏れないように注意をしながら医療費の請求を行っているということでございます。

それと、もう1点は、決算の報告書にも書いてございますけれども、やはり平成26年度の大きな改正の特徴としては、まさに地域包括ケア病床、あるいは病棟という新たなそういう病院の入院機能のほう追加をされました。この地域包括ケア病床の導入につきましても、1年間かけてその導入に議論をしましてまいりました。しかしながら、今後導入に向けては、積極的に導入を図っていかねばならないという平成28年度診療報酬の動向からもそのように認識をしております。

しかしながら、平成26年度の今年度におきましては、今の西伯病院の病床機能で町民の皆さんには医療の提供を図る体制がなされているのであろうということから、26年度のほうは大きなそういう機能変更を行っていたということでございます。御理解いただきますようお願いいたします。



○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ございますか。（「町長の意見」と呼ぶ者あり）

町長、答えられますか。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 病院のことについては、管理者においてお世話になっておるわけでありまして、私が言える立場でもないと思えますけれども、開設者という立場から言いますと、町民の健康や医療・福祉など、全ての分野にわたって西伯病院が非常に暮らしを支えておるといふことで高い評価をいたしております。

先ほど植田議員が御指摘になったように、国の医療制度改革はいわゆる総枠抑制だということをおっしゃいました。医療費については確かに総枠抑制だと私も思っております。したがって、病院経営という立場だけから考えますと、またさらに厳しくなっていくだろうというように思います、経営そのものは厳しくなっていくだろうと。

ただ、国の医療政策という観点から言いますと、地域包括ケア病床というような、いわゆる新たな課題に対応した病床をつくる、あるいは、要は機能の分化と、そして同時に連携を図るといふようなことが方向性として打ち出されておりました、機能分化と機能連携ですね、そういう中で西伯病院のポジションというものの、どのあたりに病院の機能を置いて町民の生活の支えになるのかというようなことが、今後の病院の大きな課題だろうというように考えております。経営的にはとってはとも今後さらに厳しくなる。

26年度は、いわゆる地方公営企業法の改正に伴って特別損失というようなことで大きな赤字を計上したわけですが、そういう特殊な事情がなくても病院経営というのは経営面から見れば徐々に厳しくなるというように、私は、総枠抑制という中ではそういう方向にならざるを得んのではないかと、その部分は意見が一緒でございます。どのようにあとは、そういうような厳しい中でも暮らしの基盤づくり、役立てるように病院を新しい制度に向けて変えていくのかというようなことが求められるのではないかと、これは課題であります。以上。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の西伯病院の決算で、事業報告書の中には総括の大きな括弧に患者数について述べているところがあります。患者数は、前年度に比べて入院患者が119人の減、外来患者については3,007人減少しているということだそうです。前回、同じこと聞いたら、人口減も一つの理由だとおっしゃった、回答があったんですけれども、私は、地域の病院として今後ますます必要になってくるところに、やっぱりこの患者減をどう見るかと、その対

策が望まれているということがたしか監査にも書いてあったと思うんですけども、これは大きな指摘ではないかというふうに思うわけですね。この患者減の原因をどこで見ているかという点ですね。

それと、町長は、開設者としてこの患者減をどう見て、どのような対策が必要だと考えているかということをお伺いしたいと思うんです。ちなみに、この患者数の減だけれども、医業収益というのは前年比伸びてるわけですよ、住民から見たら。恐らく27年度の予算もどうつくったかということ、患者減を見込んでから医療費の増を見込んでるわけなんですよ。1人当たり医療費がふえてくるということを見込んで、診療報酬のこともあるのかなと思ったりするんですけども、その組み方も病院としてやむを得ないと言いながらどうかなと思うんですが、町長としては、なぜ言うかということ、減っても医療費増が出ればいいという答弁ではなくて、この患者数の減をどのように見て、何が必要だと考えてるかということちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、吉原賢郎君。

○病院事業管理者（吉原 賢郎君） 病院事業管理者です。真壁議員さんのおっしゃっております入院については、119名ほど前年に比較して落ちておりますが、これは1日に直しますと、大体365日で割りますと0.3人ぐらいになってこようかなと思っております。これは御存じのように西伯病院で、大体、年間お亡くなりになる患者さんが100名程度おいでになりますので、そうしたものが入院したり退院したりされた方がそういう格好でお亡くなりになっていくというのが一番の要因ではなかろうかないうふうに考えております。

それから、外来の患者が3,000人減っているということでございますけども、一つの要因としましては、議員の皆さんからも御指摘いただいているように、私のほうの整形の患者さんがリハビリに見えられますけども、先生が1人で診ておられまして、この先生の治療方針もございまして、来られた方から順番にやっぱり受け付けていくよというようなこともございます。これは数年前になりますけども、ドクターが早朝から出かけていって、皆さんをリハビリに来られる方を一括して診ておられたわけですけども、やっぱり待遇の面からいってそういうような過酷な労働は大変医者さんに強いるわけにはいきませんので、ドクター、従来どおり、普通どおり8時半から勤めてくださいというやなこともありまして、きちっと診られることによってその辺のやりくりといたしますか、応用を図ってもらったものを是正したことによって、大体、日当たり3人から3.5人から、その程度の整形の患者さんが落ちております。これも一つの要因かと思っておりますが、もう一つは、やっぱり……。失礼しました。もう一つ、入院の件で言い忘れたことがあります。一つは、今、老々世帯とか独居世帯というのが随分ふえてまいりました。この方が

一旦病院に入院されますと、従来は家へ帰って、また在宅で治療をされるということだったですけども、一旦退院されますと、あと、見てもらう方がおられない方等々については施設に入られます。それで、施設に入られた方が、ならまたうちの病院に体が悪くなったときお越しいただくかということ、そうでなくて、やっぱり米子なら米子からの施設が紹介した先に御入院になるというようなこともありまして、そこの辺も多少影響してるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、外来のもう一つの要因としましては先ほども申し上げた、これはなかなかいろいろと分析してみますけども、こうやって人口減少がやっぱり影響してるんじゃないかなということでもありますし、それから私どものところかなと思っていろいろ調べてみますと、どこの病院もやっぱり外来の患者が減ってるというようなことで、きのうも三崎何とか病院というのをちょっと調べていましたら、大体340人ぐらい外来があったところが、今、310人ぐらいというようなこと、1日平均が。やっぱりどこの病院も若干、消費税が上がったりやなこともありまして若干減ってるというのを、これは私どもだけでなく、各病院とも押しなべて若干、外来患者が減ってるというのも現実だと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 病院の管理者から、外来と入院の減がどういう理由かとお聞きしたんですけど、町長、先ほどの原因を聞かれてどうでしょうか。例えば病院での死亡者が出るような問題とか他施設に移っていく問題、高齢者を取り巻く状況というのはあると思うんですけども、地域における病院が、なかなかこの患者数が横ばいというよりは減をしていく現状を捉えてどう改善していくかというところで、開設者としての町長としてはどういうふうにお考えでしょうか。

先ほど1つ管理者がおっしゃった、私どもが認識しているのは全国的に減なんですよね。もうこれ医療政策なんですよね。国の医療政策で、医療費がかかったら困るからとこちら側からいうと反論があるんですけども、どっちにしろ、結果として医療政策を講じたら患者数というのは減ってくるわけですよね。その中で自治体病院としていろんな、先ほど地域包括ケア等したと言ったんですけども、今の病院に見える、町長、開設者として住民の声、いろいろ聞いておられると思うんですけども、例えばどのようなところに努力すべきだというふうに思っているのかという点ですね、どのようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 管理者を置いてわざわざ病院経営を委ねているわけですから、私が言うことではないと思うわけですが、総括的にどう考えるのか、町長として。だけん、言ったことに責任は、私はあんまりないと思っておりますので、そのように聞いてください。

西伯病院ではアミノインデックスというようながんのスクリーニング検査をしております。それから、健康管理センターではさまざまな予防業務といたしまししょうか、保健業務をやっておるということで、こういう保健業務や予防業務をしっかりとやらばやるほど医療そのものは、今度は需要が少なくなってくるというのが一般論ではないかなというように思っております。相関関係にあるのではないかなというように思います。病気になるよりもならないほうがはるかにいいわけですから、そういうことに原因があるならこれはこれで望ましいことだというように思うわけです。

それから、人口が減少をどんどんしていくわけですから、相対的にこの需要の縮小が起きてまいります。そういうことから言えば、この患者数の減というのは人口減少に比例していくのではないかなと思います。ただ、内容的に見ると、後期高齢者、一番医療費のかかる部分がふえていくわけですね。一定程度ふえていきますから、そういうところをどのように吸収して経営的にバランスをとっていくのかなというようにことだろうなと思っております。

それと、大体に医療費は総枠で頭打ちになってきております、40兆円かかっておりますから。GDPを上回る医療費の伸びというようなことは、我が国の経済の中では賄い切れないわけでありまして、先ほど植田議員がおっしゃったように総枠というものにたがをはめんと……（サイレン吹鳴）総枠というものにたがをはめて抑制を図っていきながら、一方では内容について医療費の適正化というようなことをどんどん進めていくと、レセプト点検だとかさまざまなことをやる、あるいはジェネリック医薬品をどんどん使うと、こういうのは国がもう打ち出しているわけですが、そういう方向に流れていかざるを得んというように思います。1万1,000人ほどの町が198床のベッドの病院をどこまで維持できるのかというのは、これは非常に難しい問題だというように思うわけです。そのうち99床は精神科でありまして、これは県の行う、しなければならぬ部分を肩がわりしておるというように思っておりますが、そういうベースになる部分を抱きながら、先ほど言ったような療養病床に切りかえるとか、包括ケア病床に切りかえていくとかいうような、機能をやっぱり見直していく必要があるのではないかなというようにことが町長として思うところでありまして。

病院は、さっきも言ったように南部町民の暮らしの基盤に非常に大切な機能でありますから、病院経営というようにことからいってどうしても立ち行かないというようにときには、また支援

というようなことも御相談させていただかなければいけないわけでありましてけれども、今のところは資金ショートすることなく運営していただいておりますから、安心して見ているところです。以上。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長の考えもお聞きしました。結果として、今回26年度の決算が1億円の赤字が出たことについても、予算編成時の問題等についてもお聞きしたところなんですよ。町長、しかしながらといっても特別損失をこういうふうに計上したから赤字が出たということ。といえども、1万1,000人の町で200床近く病院は大変だと言いながらも、各自治体病院の町等は、今回の医療抑制策に反対の声を上げていますと私は聞いたんですよ、町長。特に自治体病院とすれば、今のような国のあり方ではなかなか難しいのではないかという点について、この医療抑制策を仕方がない、受け入れながらやっていくしか方法はないと、今、私はお聞きしたんですが、それではなかなか病院の維持は難しいのではないかという点についてどうでしょうかという点と、もう一つは、とはいえ、地域の病院で地域に特色のある病院をつくっていくためには、町長から見て利用が減ってるわけなんですよ。利用を高めていくためには何が足りないというふうにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） いろいろな全国町村会とか、あるいは自治体病院協議会とか、さまざまな場面で国に要請はしておりますので、仕方がないなんて諦めた、悟ったようなことを考えているわけではございません。自治体病院の機能というものについて、もっともっと評価をしていただきたいということで、国のほうには絶えず声を上げているわけでありまして。

それから、何が足りないのかとかおっしゃいましたけれども、私は、うまくいっていると思っておりますよ。今回の赤字については、地方公営企業法上の財務処理の扱いで特別損失を計上したので1億円を超えるような赤字になってますけど、例年だったらそういうことではないわけですから、大体、いわゆる減価償却費の中で資金ショートせずに運営していただければ、町民の役にも立ち、大きな経営的な危機といったようなことでもないのではないかと。本当はそういうことを言っただけでもわかりませんが、それぐらいの気持ちで今、見ております。それぐらいでいかんと、これは非常に経営のことばかりあんまり言い過ぎますと、医療が衰退していくというように思っております。今、ドクターも15人ぐらいたしかおられると思っておりますけれども、西伯病院としては非常にいい状態だというように思っております。住民の皆さんの医療需要に最大応えている状況ではないかなというように思うわけです。そういう状況ですから、今、特

別に大きな課題というのは、国に対しては言いたいことありますけれども、この町内については、特に西伯病院で何が足りんだというようなことを思っているわけではございません。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第62号、平成26年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第63号、南部町個人情報保護条例の一部改正について、質疑ありますか。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 全協でもお聞きしましたけど、ここに広報なんぶの9月号があります。この中でA4、2ページにわたって説明してありますけど、10月5日、来月の5日ですね、もう案内が来るということで町民の皆さん、ちょっと驚くんじゃないかと、そういう感じがします。これ第1回、マイナンバーって何だあかとシリーズで、また次も出ると思いますが、1回、地域振興協議会ごとの説明会ぐらいでも必要じゃないかと思えます。

それと、もう一つ、条例の中で13条、特定個人情報の開示請求をする者の中で、個人と代理人おられますけど、戸籍じゃないですからいいと思えますけど、特定8業種がこの中に何か関係してくるのか。

そして、もう一つは、2017年には国の機関が連携してこの業務を行うと、そういう新聞紙上でも書いてありましたけど、国、自治体のほかに警察や裁判所等の公共機関も関係してくるのかという2点についてお聞きしたいと思えます。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほど、13条の関係でございますけども、13条につきましては、従来は情報公開が非常に厳しく個人情報の保護条例でされておりました。本人以外は、原則はできないということでしたが、これについては例えば個人番号につきましては、これは本人さんの意思に関係なしに割り振られるものでございますから、それは悪用されてはいいとか、そういう心配もあるわけでございますので、皆さんのほうが確認しやすいようにということで代理人のほうを認めているということでございます。委任状を持ってこられた場合は、委任者の本人確認を行って、当然、その請求に対しては応えていくことになろうと思いま

す。

それから、国の機関というのは、私がちょっと理解ができなかったんですが、個人番号につきましては、これは行政ばかりでなくて個人の事業者まで全てひっかかってくるものでございます。それぞれの場所でその利用の形態は違ってくるわけですが、誰もがどこの内容も見れるというものではございませんので、これは限られた情報しか、限られたものしかできないということでございますので、そこら辺の安全面はあろうかと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。（「広報も、広報」と呼ぶ者あり）

企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。マイナンバー制度の広報についてということですが、マイナンバー制度の導入につきまして国のほうが主体的に行われているということもありまして、広報についても国のほうでポスターの作成、掲示ですとか、新聞折り込みの広告ですとか、そういったことを予定されているようでありますけれども、町としても足りない部分を補って広報したいということで、広報なんぶの中で連載ということで掲載をさせていただいているという状況でございます。振興協議会単位での説明会という話もありましたけれども、振興協議会の連絡会のほうで協議会もマイナンバーを取り扱う事業所の一つでございますので、説明会をやっていただきたいというようなお話がありまして、今、どういうやり方が可能かということを検討しておるという状況でございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。御質問をいただいた中でちょっと説明を、補足をさせていただきたいと思えます。

まず、条例案の説明をしたわけですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律ということで、番号法と言われるんですけれども、これはまず10月5日の施行に伴いまして、住民基本台帳に記録されている方に対して個人番号が付番されます。5日から順次、住民票の住所地に世帯ごとに簡易書留で通知カードが送付されることになっております。10月5日にすぐ届くわけではありませんで、時間が必要ということで聞いております。その後、通知カードが届いた方の中から希望された方、交付申請をされた方のみを対象に個人番号カードというものが交付されますが、これは28年1月1日以降になります。ということで、ちょっと時間がまだ少しありますので、シリーズ化したものを広報しようと思っております。

それから、今、町民生活課のほうでは、やっておることといたしましては、やむを得ない事情などで住民票の住所におられない方につきましては、居所情報登録という手続を行っていただく

ことになっておりますので、まず最初にこれを9月号で載せさせていただいたわけです。

そのほかには、県の福祉保健課から医療機関と有床診療所、医師会などへ情報提供がなされております。それから、県長寿社会課からは福祉業務に当たる法人に対してメーリングリストで情報提供がなされております。それから、町民生活課の担当として町内の福祉施設、祥福園と西部やまと園、それから西伯病院に対しまして説明に行かせていただいて、そのあたりの登録を、説明をさせていただいております。そうした中で、またこれから必要なところを次々行っていきたいと思っています。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 広報のことは理解できました。前向きな広報をお願いしたいと思っています。

総務課長の答弁でちょっと聞き取れない部分がありました。確認しますが、このマイナンバーカード制度につきましては、弁護士、司法書士、行政書士等の特定8業種は何もかわりがないとの理解でよろしいのか。

それと、警察とか裁判所等の公共機関のかかわりは、まだわからないのかどうか確認したいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 暫時休憩をとります。

午前11時45分休憩

.....

午前11時48分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

ここで午前中の質疑は全て終わったということで、午後に引き続き行いたいと思いますが、いかがでしょうか。（発言する者あり）

それでは、少し早いですけど、ここでお昼の休憩をとりたいと思います。再開は午後1時からよろしく願いいたします。

午前11時48分休憩

.....

午後 1時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

議案第63号、南部町個人情報保護条例の一部改正につきまして、議員からの質問に対して答



弁を求めます。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。石上議員さんのほうから特定8業種に対する取り扱い、それから警察等の関係ですが、ありました。特定8業種が現在職権で戸籍なんかとることがあるわけですが、そういうものについての扱いはないと思っております。

それから、警察とかそういう話もありましたが、使う場合は個人の生命とか身体、または財産の保護のために必要などということなので、税、福祉の関係、それから防災関係に限られておりますので、そういうことは現実ではあり得ないだろうと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質問ありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 今回提案されているのは町の条例ですけれども、もとの法律についてちょっと、基本的なことをお伺いします。

このマイナンバーで管理される個人情報の範囲ですけれども、これはもとの法律の第9条関係の別表1というところで示されていると思いますが、社会保障分野、税分野、災害対策分野というふうに3つの分野で、98行政事務について個人情報の範囲が決められていると私は調べたんですけど、この範囲について確認をしたいので別表についての説明をお願いしたいのと、それから、法律の附則で、今後、個人情報を広げていくということが附則に書き込まれていると思いますが、その内容について説明をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩いたします。

午後1時02分休憩

午後1時02分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。今、別表ということでおっしゃいましたけれども、今、ちょうど別表の部分は持っておりませんで、委員会のほうで答えさせていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 植田均君、それでよろしいでしょうか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 別表を持ち合わせておられないということなんですが、別表で、

3分野で98行政事務が範囲ということなので、間違いはないはずなんですが、答えられる範囲で結構ですが、その確認ができるかどうかということと、それから附則の第6条の内容は、今わかりませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長です。先ほど3分野の98の事務が正しいかどうかという話ですが、これは法律で決められたことですから、私らがどうのこうの言う話ではないと思っておりますし、それが間違っているとか正しいという話ではないと思います。決められた中で動いておるとい考え方でおります。

もう1点は、ちょっと理解できなかったですが。

○議長（秦 伊知郎君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） マイナンバー法の附則の中で、今後、利用事務の拡大とか、情報連携の拡大とか、個人番号の利用に限らず、マイナンバーシステムを新たな情報インフラとして活用することを検討していくという内容が附則で書き込まれておると私は認識しておりますが、その確認です。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長です。今、ちょっと私も附則を持ち合わせていませんが、そこでそう書いてありますのでそれはそうであろうと。ただ、現在、何が検討されているかということにつきましては、ちょっと承知しておりません。いろんな話では、ほかのこういう分には使わないかという話もあるわけですけども、それが確実に決まったものではございませんので、現在の法令の範疇ということで対応できると思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 個人情報保護条例は、先ほど言ったいわゆるマイナンバー制度を適用するに当たっての個人情報保護条例の一部改正だということなんですけれども、例えば今後問題になってくるのは、町が持っている情報の流出をどう防ぐか、それと管理の適正化ぐらいしか、町では執行部に問うていくことができなくなると思うんですけども、それについても、これは個人情報保護条例の内容ですけども、マイナンバー制度を導入するに当たって町が一番しなくてはならないことは、町が持っている情報が出た場合ですよ、情報流出した場合、どこに責任を求めるわけですか。少なくとも住民が一番関心を持っていますのは、情報が漏れた場合、個人情報保護条例はともかく持っているものが出た場合、町は国がやってきたことやから国に責任があるよ

って、こう言うわけですか。そうはならないと思うんですよね。情報流出と、この管理は市町村の責任になってくるだろうと、違いますか。そうなった場合は、この個人情報の一部を改正する条例よりも先に、そういうものが出てこないといけないのではないかというのが素朴な疑問なんですよ。

と同時に、先ほど植田議員の関連質問になるんですけども、となれば、一体、マイナンバーで個人の情報のどこがつかまれているのか、98項目って言ってるんですよね。とすれば、そのことも明らかにする必要があるのではないだろうか。少なくとも町とすれば、一体、どれとどれをマイナンバーで使っていこうと国が言っているのでもうこうしますよという説明もなかったらいけないのではないのでしょうか。私は、少なくともこの個人情報保護条例の一部を改正するに当たっては、情報流出でこうこうこうだって書くんですけども、もともとコンピュータに入っちゃうものが流出したときどうするのか、責任はどこか、防止はどう考えているか、その説明はどこでなさるんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長です。個人情報の責任といいますか、それは各実施機関にあると思っております。ですから、町にあるデータについては町が責任を持たなくてはならないということになります。これについては、行政ばかりでなく事業所、個人についてもそうですけども、それぞれにその責任が課せられておまして、罰則規定もあるということだと思っております。流出があってはならないわけですし、それなりに当然、情報の取り扱い等については十分に注意していかなくちゃいけないと思っております。一般的に電子計算機のほうの処理に関係するところに入っていきやすいわけですけども、特に現在、情報が盗まれやすいとかそういうことがありまして、非常にその辺のことは国のほうも注意をして取り組むようにしておりますので、例えば行政間のやりとりについては、これは番号そのものをやりとりするのでなくて、別のコードに変換したものでやりとりするというようなことになっていきますから、直接番号が動くというものではございません。そのような工夫もされて芋づる式に例えばそういう情報が漏れるとか、そういうことがないように考慮されていると思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの質問したいいわゆる情報流出の責任は町にある。管理の適正も町がしないといけないとなれば、少なくとも個人情報では利用の制限とか、個人情報の提供の制限とかを個人情報の保護条例では規定するんですけど、それと同時に出してこないといけな

いのではないですか。その説明がなければ、そっちのほうがかうんと問題が大きいんですよ。とすれば、国は市町村にどういう責任を課しているのかというところがあるような文書等が出てこなきゃ、議会でこれだけ審査して通せっていうの無理があると思うんですよ。その点について、それを提供なさるつもりがあるか。もしなければ国等に聞いて、市町村は一体どういう責任の範囲で自分たちの責任にあると定めているのかという文書等があるのであれば出していただきたいということです。

それと同時に、やはり先ほどの98項目で資料を持ち合わせていないというんですけども、これを説明するに当たっては、例えば第8条の3の前に特定個人情報の提供の制限って書いてあるんですけども、ここで言う特定個人情報とは何かということになれば、マイナンバー制度を見越して使うのであれば、マイナンバーで特定個人情報は何かということ説明して下さらないと、これを改正していく理由、説明が立たんと思うんですよ。ということは、やはりこの条例を説明するに当たっては、マイナンバーで個人のどの情報をこの中に入れて使うのかということを出していただきたい。それは委員会が出るでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほど真壁議員さんほうが言われた利用制限とかそういうことについてですが、これは今の改正条例の中に盛り込ませていただいておりますので、その中で対応するという事になっていくと思います。

それから、特定個人情報は何かとかそういうことにつきましては、これは番号法のほうで規定されておりますので、その中で示されればいいじゃないかと私は思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ということは、示されている内容、委員会を出して下さるといふことですね。その確認です。法律に書いてあるからそのとおりで、98項目全てだっておっしゃるわけですか。もしそういうふうに言うのであれば、そのことをもう一つ聞きたい。

それと、もう一つ、情報流出とか管理の適正化、ここの中に書いてあるとおっしゃいますが、これは町が責任を持って出すときに個人情報管理せんといけんよって、その前の段階で漏えいが起こるんですよ。韓国なんかで見てたら。コンピューター同士の中で。町が知らない間に町民の情報が出ちゃうんですよ。このときの責任を言っているんですよ。またなっちゃいますよ、いつかの固定資産のときにも、それはコンピューター会社の責任か、町の責任かって、あれ困りますから、そのときの責任の方法と、防止せえって無理ですよ、もう全部委託しちゃうんだから。でも、記憶に新しいと思いますが、固定資産のときには町に責任があるか、コンピューター会社

に責任があるかで随分もめたじゃないですか。そのときにはどうするんですかと、そういう内容を聞いているつもりなんです。それで、少なくともそれについては、国が何らか基準示しているんじゃないですか。国の言うとおりで、ここだけ直しとけばいいというようなもんじゃないと思うんですね。それは私たちも知っておかなきゃならないんじゃないかと思うし、一番は行政自身がそのことを知っておかなきゃならないかと思うんですよ。その点、どうなんでしょうか。言っていること通じませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長です。98の今、先ほど話がありましたが、それは該当するもの該当しないものがあると思いますので、それはちょっと私も表を見ておりませんからどれが該当するかわかりませんが、該当するものがあれば、当然、そこは今回の分に当てはまってくると思っております。実際、現在の状況でうちのシステムに入っている中を見たときに、ちょっと今数は覚えていませんが、福祉関係、それから税関係のあたりで、今回のシステム改修の中でやってくる必要があると思っております。それにつきましては、町のほうがこういう番号法に対してどういうスタンスでやっていくかということ国の方に届けられないので、そういうものを作成して今月中には出すようにしておるところでございます。

それから、責任の関係なんですが、電算関係の関係では外部とは遮断した状況の中で業務系を動かしておりますので、基本的にはそういうネット関係を通じて出ることはないと考えております。ただ、その中のデータを悪意を持って抜き出すようなことがあれば、それは流出事もあるわけですが、そういうことはないように、当然、これは職員にも扱いを徹底しちょらないけんと思えますし、コンプライアンスみたいなことを十分にやっていかないけんと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。（発言する者あり）

町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。カードのセキュリティーの対策についてということで、今のところわかっているところですけども説明させていただきますが、まずカードの中には詳しい情報がたくさん入っているわけではありませぬので、このカード自体で全部の使われている情報がわかるというものではないということでございます。カード自体には、見た目にはお名前と住所、それから有効期限、生年月日、性別が入っております。セキュリティーのほうは、そういうふうにもいろいろ見る角度によって2色に変化して見えたりというような偽造防止策がとられているということでございます。

それから、万一、個人番号カードを紛失したということでありまして、24時間体制でコールセンターがつくられるということで、まずその24時間体制のコールセンターで連絡をしていただきますと、紛失の連絡を受け次第にカードの一時停止処理をするということになっています。これにつきましては、日本語以外の言語でも対応するというところでございます。第三者が拾得された場合は、早急に市町村へ連絡し、本人に連絡を行うように対応するというところでございます。うまく手元に戻った場合は、市町村の窓口のほうに来ていただいて一時停止を解除して本人の利用が再開されます。戻らない場合は、窓口で完全な廃止処理を行って再交付という申請をしていただかないといけないことになってはいますが、そのときには新しい番号になるので、前の番号が使われないということでお知らせしております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質問はございますか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） ありませんので、次、行きます。（「ごめん、ちょっと1つだけ」と呼ぶ者あり）

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ちょっと1つだけ、今、いろいろな質疑を聞いて疑問というか不安に感じたことが1つございまして、これは庁舎の中で統一していただきたいと思いますが、特にこのナンバー制度の問題。国からおりた大事なものでございますが、今いろいろ質疑をお聞きしましたらば、町民生活課長、また総務課長等、また企画課も絡んでおりますけども、この辺が2人の話を聞いて1つになるような気がいたしますけども、今後このようなことになるときはきちっとしたことをせんと、お互いに今度は現場が混乱するようなことになりゃしないかと、今危惧しておりますけども、これは庁舎内で1つ……。例えばこの条例については、国から来た条例については総務課か企画がきちっとすると、それで実行は町民生活課窓口だかもしれませんが、それについての連絡きちっとせんと、何かいろいろ今聞いておりますと、何か余計不安をおおるような感じがいたしますけども、それについては町長、副町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほどの細田議員の御質問ですが、町のほうで番号法の関係の窓口は、スタートしたときには電算関係、あるいは番号カードの発行とかいう関係はありますから町民生活課と企画政策課で取り組んでいたと。ただ、やはりその中が始まってきますとそうは言っておれませんので、総務課のほうが一応窓口となっております。その中

から必要な事項を各課に指示しながらやっていくということでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

○議員（9番 細田 元教君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第64号、南部町手数料徴収条例の一部改正についてであります。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第65号、南部町税条例の一部改正について、質疑ありますか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） ありませんので、次、行きます。

議案第66号、南部町職員の再任用に関する条例及び南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）次、行きます。

議案第67号、南部町特別医療費助成条例の一部改正について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第68号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第3号）について、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の補正予算に出てきます南部町版CCRC検討事業について、町長の考え方を伺っておきたいと思います。

私は、今、手元に説明資料として補正予算案事業別説明資料、これに基づいて詳しく委員会で課長から説明を受けることになると思うんですが、要は、このCCRC、いわゆるまち・ひと・しごと創生本部で何言い出してきたかという、高齢者を田舎に送りましょうと。それもここにも本当に書いてあるのは、国も言ってる、みずからの希望に応じてと書いてあるんですけども、全国的にこれを展開するのは本格的にしようかと。それで、町も手を挙げて名乗られていくということなんですけども、町長、都会の人が慣れ親しんだ町をそこで各自治体や国が適切な介護とかケアとかするには、人材不足の問題や場所の問題等取り上げて今回のようなことが、特に高齢者に出てきていると思うんですけども、町長はこの考え方についてどのようにお考えでしょうか。

一部新聞にも報道されたのを、町長の意見を聞いたことがあるんですよ。財源の裏づけがないと何とも言えないと、こうおっしゃったんですが、ということは、財源の裏づけがあればこれを是として受け入れるのかなと思ってきたんですが、賛否両論のある中で、今回こういうふうに検討事業で出てきたんですけども、町長としてはこの事業についての国の施策に対しての評価と、町で取り組むに当たって町は、町長、どのように基本的に考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今の地方創生の国の総合戦略の中に、このCCRCがうたい込まれておるわけでございます。いわゆる地方への人の移住ということ、特にまたCCRCについては要介護状態になったような人ということではございません。若いときからキャリアを持ったお方の移住というようなことを一つの手法として、地方創生をやっていこうということでございます。

町のほうのどのように進めようとしているかということでございますけれども、私は、南部町に必要な人材というものをこのCCRCで確保する、スカウトするには非常にいい仕組みではないかと思って受けとめております。そうかといって南部町で必要のない人材というのはないわけですけども、どんどん来ていただければいいのではないかと思うわけですけども、その中でも特に南部町に来ていただいたらいいなと思うような人材確保の一つの手段として、この事業を活用したらどうかと思っております。そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長は、説明資料の4ページ開いていらっしゃいますか。CCRCで、いわゆる地方創生言ってるようなベテランの人材を出そうというような内容じゃないですよ、これ見る限りは。（発言する者あり）そうです。それに、視察に行くところも私が読み上げたように、そやから聞いてるんですよ。移住を希望するアクティブシニアで、もっと若い人だっただけでこうおっしゃるんですけども、介護が必要でなくて若い方だとかうおっしゃるんですけどね、これは明らかにどうかというと、高齢者住宅やそういうところ視察に行くんですよ。ということは、どこに乗っかかっているかということ、高齢者の受け入れ体制をつくるためのまちづくりをしていくわけですよ。町長の先ほどの答弁を広域的に聞けば、お年寄りで元気な人の人材を確保するのだというふうにもとられると思うんですけども、少なくとも4ページで見ている限りは、私たちはそういうふうには受け取らないんですよ。言ってみれば、賛否両論のある高齢者を受け入れるという施策をとるのかなというふうに見たんですが、そうではないんですか。これはまさしくその内容だと思うんですけど。



○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。C C R Cのターゲットといいますか、対象者につきましては、当初は引退された高齢者ということが想定されておったようなんですけれども、国のほうの有識者の会議等で出されております中間報告等を見ますと、必ずしも引退された方でなくて、50代以降のそういう若い方も対象にしようというふうな考え方が示されているところでございます。

それから、事業説明書のほうで視察先として「ゆいま〜る那須」と「シェア金沢」ということで想定をしておるところですけれども、これは必ずしもそういう高齢者向けの住宅を見に行くということではなくて、例えばゆいま〜るでありますと、移住された高齢者が現役時代の経験を生かしてその施設で働きながらやっておるとか、そういう高齢移住者の活躍のフィールドをどういうふうにシステムとして整備されたかというような、そういったところを勉強に行きたいというふうに考えておりますし、シェア金沢につきましては、同じ敷地の中に高齢者向けの施設とあわせて学生の宿舎ですとか、子育て宿舎等もあわせて整備されていまして、多世代が交流するような仕掛けが設けられているということで、こういったところも勉強したいなということで、積算の内訳ということで掲げさせていただいているということですので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） であれば、委員会では南部町版C C R Cの事業計画書を出してくれませんか。例えば少なくとも町長も課長もそんなふうにおっしゃいますが、移住を希望するアクティブシニアと書いてあるんだけど、ベテラン人材を南部町に移住勧める。ところが、事業内容等についたら、みずから地方に住み続け、医療介護が必要なときにはってこう書いてありますよね。どう考えたって高齢者の内容ですよね。とすることは、働き盛りの人たちを町に受け入れようとするのであれば、どんなふうな事業を検討してるのかということ委員会結構ですから、どうも聞いてたらちぐはぐですよ。これ見たら明らかに政府と厚生労働省が言っている高齢者受け入れ対策ですよね。それではないんだと、アクティブなシニアないしは若者を受け入れるのだというのであれば、きっとそういう町がつくってると思いますので、それを出していただきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（秦 伊知郎君） 委員会よろしいですか。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、はい。

○議長（秦 伊知郎君） 委員会での説明を求めます。よろしく願います。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第69号、平成27年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）、質疑……。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 水道課から説明されたんですけども、ここで国県支出金が減額されていますけども、この理由について説明がなかったというふうに私は聞きましたので、基本的なことなのでこの場で答弁をお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。当初予算を組みましたときに要望した額がございます。その額を予算で組んでおりましたけれども、新年度国の予算がつかまして、水道事業に充てられる交付金ということが全国的にカットされたというか、少なかったということがありまして、再度振り分けられまして減額になりました。ですので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 結局、国からの予算を計画に沿って出しているわけですが、何と、出したことがこちらの間違いだったのですね、その説明だと。そういうことなんですか。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。決して間違いではございませんで、要望額と国の当初予算としてついた額が違っていたということをお願いいたします。（「違った言いなあけん、間違いだ言いなあ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 委員会で丁寧な説明をよろしく願いいたします。

○上下水道課長（仲田磨理子君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ちょっと今、聞き方がちょっと、植田君が間違っただんじゃないかなと思いますけど、補助金が要はカットになった。国の制度が違ってきちゃってやなちゃって聞いたんですけど、今までの国の交付金の制度というか、割合というか、あれが何か変わったってやなちゃって聞きましたが、説明で。その辺をもうちょっと詳しく教えていただけますか。

○議長（秦 伊知郎君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。国の補助金で今までやっておりましたけれども、それが県の交付金というふうに変わってまいりまして、県に交付になってから振り分けられるということになりました。補助金率としては変わっておりませんが、国から県における交付金額が当初要望した額よりも少なかったということで、うちのほうも減額させていただいたということです。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにございますか。

4 番、板井隆君。

○議員（4 番 板井 隆君） 4 番、板井です。この水道事業なんですけれども、一番は町民の方が関心を持っているのは統合事業ということで、このたび補正なども含めて今年度で統合が終わるということなんです、今年度のいつごろから旧西伯地区のほうにその水が送れる状況になるのか、もしそういったところの進捗状況がわかれば、この場で答えていただければと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。今年度、管路の布設を予定しております、現在、落合浄水場の近くを工事しております。あと2つ管路の工事が残っております、今月中には発注する予定にしております。

今年度の予定としましては、11月末には工事を終えて年内には水が通るようにできるということを目指しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 委員会で聞ける説明でありますので、委員会のほうでぜひ詳しく説明を聞いていただきますように、よろしくお願いいたします。

次、行きます。

議案第70号、平成27年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）、質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第71号、土地の無償貸付について。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 1点だけ聞きます。この条例の27ページですね、この議案書を見ますと……（「29」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、間違えてます、29ページですね。これ貸付期間が27年12月1日から平成38年3月31日までとなっておりますね。これは結局、この期間は年限を切ったということは、その後についてどういう方策を考えておられるのかとい

うことをお聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。この約10年という期間を決めたのは、一つの区切りとして10年ということございまして、社会的な情勢であったり、変化等に対応するためには、このぐらいな期間をとりあえず一つの期間として捉えるという意味合いでございます。途中で大きな変動があればそれにも対応していかなくちゃいけませんし、もしかすればこの10年後にまた延長ということも可能性としてはあると思います。現時点では10年間、企業に地方創生の意味合いも込めて貸し付けるということを御提案したところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この貸し付けの相手方ですけれども、NOKの鳥取事業場ですけれども、この会社ですけれども本社機能を持っているのかどうかということの確認です。といいますのが、この会社が大いに業績を上げられて町に法人の所得税とかが入ればまことに結構なことだと思います。その本社機能があるかどうか。

それから、雇用の拡大を見込んでおられるんですけれども、実際、この会社で事業拡大をされて全体でどの程度の雇用のうち町内の雇用をどの程度見込んでおられるのか。その点をよろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） この件につきましては、何回も説明を受けております。答えられる範囲で答弁をよろしく願いいたします。

企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。NOKの鳥取事業場が本社機能を持つかどうかということですが、本社機能というのがどういう意味合いなのかということはありませんけど、このたび設備投資で鋳物の工場の本拠を鳥取事業場のほうに置くということで聞いておりますので、その分野に関しては南部町で……。 （発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後1時38分休憩

午後1時39分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

税務課長のほうで答えていただきますので、税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。植田議員の御質問ですけれども、現在もN O Kさんのほうからは法人税を納めていただいておりますので、会社の規模が大きくなれば、それだけまた多く納めていただけるのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。（発言する者あり）

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ちょっと2点ほど。1点は、期間についてはわかりました。

もう一つは、30ページの貸し付けの理由のところですけども、鳥取県でも大きな企業が来て、要は、鳥取市にありますいろんな工業団地に誘致されて、そのときに市や県と協力して建物建ててちゃんと受け皿しておられますけども、この文書を見ましたならば、東京の証券取引所一部上場、強調されておられますけども、ほんなら二部上場とかあんなんはどうなるかってやな、ちょっと疑問抱きまして、二部上場ならばこういうことはできないのかというやに誤解を招きそうですけども、これはわざとそういう立派な、会社がこういうことで企業展開されるので、またこれについても経済発展や地方創生で、また人がたくさん若い者が来られますので、たしかあれは所沢だったかどこかの鋳物工場を向こうのを潰して、やめてこっちに持ってくるということをお聞きしましたので、すごいそれなりに地方創生あろうと思います。そういうことを見込んで無償で貸し付けようとしてると私は理解しておりますが、別にこれは東京証券所一部とか二部とか余り関係ないとは思いますが、それと、これ何かあれっと思った。（発言する者あり）それで、この貸し付ける土地、堤でしょ。堤を埋めてやったんだと思いますけども、これは無償ということは有償になれば何ぼかというのがあろうと思いますけども、それはどのような試算されておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 課長、仮定の話はがいに数字を出して言われないほうがいいと思いますけど、老婆心ながら。

企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。まず、貸し付けの理由のところは東京証券取引所一部上場というくだりを書いておりますけれども、これは一般的にしっかりした会社ということで、きちっと今後の事業展開が期待できるのではないかというほどの意味でございまして、二部ではだめとかそういうことでは全くございませんので、まずお断りをしたいと思います。

それから、このたびは無償貸し付けということで、有償なら幾らかということですけども、もともとの土地がため池を残土で埋め立てたような土地でございますので、本来ならこれだけ取

る、有償で取るというようなどころまでは想定なり積算はしておりませんので、御理解いただきたいと思います。

それから、先ほど植田議員の質問で、雇用の規模についての御質問がありましたけれども、はっきりした雇用の数というののうちもお聞きはしておりませんで、数十人単位ということがございますので、その中の町民の内訳がどうかということでも含めて、今時点で確としたお答えはできないですので、御了承いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

1 番、白川立真君。

○議員（1 番 白川 立真君） 1 番、白川です。貸す相手について、ちょっとお伺いをします。

これは無償貸し付け、有償貸し付けに限らず、南部町の土地を他社に貸す場合、一定の基準があるかどうかということが1点と、審査をその都度しているのかということが2点目と、2点お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。審査の基準があるかということでございますが、特には定めていないと思っております。個別案件で物の大小もございまして、当然、有利な今回みたいに大きな土地を無償で貸し付けるようになると、これは法律のほうで決められた中での手続、議会のほうの承認いただくこととなりますので、それに対応してるということでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 白川議員、よろしいですか。

○議員（1 番 白川 立真君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） 1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私も、先ほど細田議員が言ったように、もし貸すとしたら幾らなのか、白川議員がおっしゃった基準があるのか、これは当然説明、議案として出している以上はお答えになれる範囲の話ではないでしょうかと思うんですよね。私も再度、それを求めておきます。

それから、この有償だと幾らになるのか、有償貸し付けだと幾らになるのかという点の金額わからないかということで聞くのは、売ったら幾らになるのかですよね。売ったら町の土地ではないから固定資産税も入ってくるんです、優良な企業に売るのでからね、そうでしょ。広大な面積が固定資産税として入ってくるわけですよね。その売るという根拠の一つには、5月の14日に出された全協の資料で、整備するには1億3,900万かかると言っているんですよ。県のお

金が半分と町のお金が半分、どちらも税金をつぎ込むんですけどね。売る根拠の一つ、金額の根拠の一つ、これなってきます。かかった経費をいただきますよということになったら、その上プラス住民から買う土地の公有財産購入費の800万、総じて1億3,900万の軽費をかけてこの土地をつくるわけだから、売ろうとしたらこれ以上のお金をもらわないと事務経費等合ってきませんよね。1つは、それが何らかの基準になってくるのではありませんか。どうして優良企業が来てくれるときに、優良企業にしてみたら1億3,900万というのは町長もおっしゃっていましたが、町長でしたよね、この会社は今空前の利益上げているのではないか。私たちが説明会に行ったときに非常に良好だというふうにおっしゃってたんですよ。そういう点から見たら、1億3,900万で買っていただけたらどうかという話がなぜできなかったのかということになってきますよね。今、その話を前回したので、売るとすれば1億3,900万以上で売ることになるんですねということについてはどうなのでしょう。売ったほうが企業から固定資産税がもらえるし、町の財源としてすれば、町の土地であろうとなかろうと雇用はするのですから入ってくる金額一緒ですよ。町の土地の固定資産税もらうためにも売ったほうがよかったですよね。という点についてどうなのか。

それで、そこで問題になるのが無償とする無償貸し付けの条件と基準ですよ。以前にゆうらくを無償譲渡したときも出たんですよ。いわゆる基準がないんですよ。もしここで誰か手を挙げて、自分もそこで無償だったら借りたいと言ったらどうするんですか。あなたは東京証券取引所一部で、あなたは違うからだめだというようなことは基準にならないんですよ。少なくとも貸し付けの理由に上げてくるのであれば町の実情等を上げて、こういう理由で無償の貸し付けとすることがどこかになかったらいけないと思いませんか。これ言ってみたら行き当たりばったりですよ。そこを説明してくれませんかというのと、次、3つ目、貸付期間が27年の12月1日から38年の3月31日までになりました。聞いていますか。工事は27年の12月から平成29年の3月まで行うことになっています。ということは、工事が終わったか終わらないかの段階で無償に貸し付けるということを決めるんですか。無理があると思うんですよ。少なくとも町がお金幾らかかった分を無償として貸し付けるということがなければ、今後、工事の状況でどれだけお金要るかわからないと思いませんか。不測の事態が起こるかもわからない。以前にもありました。後から700万とか誘致企業のところに出したじゃないですか。そういうことを考えたときに、今の段階で工事も終わっていないのに無償で貸し付けますよというふうに、今回議案に出してくる必要性はどこにあるんですか。少なくとも埋め立てて、向こうがこれでいいよ、無償でどうしようという条件等がわかればの段階になるんじゃないですか、町長。今、出し

てくる必要性がわからないので、5月の14日に出された全協の資料に基づいて工事期間がどうなったのか、公有財産の購入費はどうであったのか、それから、工事費がどうなってきたのかと  
いうことの説明が要ると思いませんか。よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） ちょっと休憩します。

午後1時50分休憩

午後1時51分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。余り数多くおっしゃるので、わからんやになってしまいましたが、総括的な質疑なので、私も総括的にお答えをしたいというように思います。

まず、金額でございますけれども、1億3,000万とか4,000万とかおっしゃってられますが、これは予算の話でありまして、実際には7月14日に議決をいただきました6,890万4,000円、これが工事費でございます。

それから、なぜ12月かということですが、期間ですね。これは11月の30日までが工期になっております。30日までは完成をしてそのまま使っていただくということで、12月1日からにしたというように思います。

それから、10年間云々かんぬんさっきありましたけれども、これは民法でも一応10年というのが一つありますので、常識的な10年ということに設定をしたということでもあります。

それから、一部、二部は関係ないわけですが、信用のおける企業だということでそこに書いたと、説明用に書いたというように思います。

それから、なぜ無償なのかということですが、もともと埋め立てた土地は埋め立てを今しているわけですが、これは国土交通省、国の財産でございました。それを町が無償でいただいたわけでありまして、そこに残土処分という手法で造成をして御利用いただくということでありまして、根拠を出せということにはなかなかかなりにくいということでもあります。

それから、工事費を割った方がいいのではないかとありますが、これはもっともな御指摘でございます。そういうぐあいにするやり方もあるわけでありまして、しかし、御案内のように鳥取市だとか、倉吉市などにおいては企業誘致を行うために、倉吉の場合はことし13億円かけておったと思っておりますけれども、13億円の投資をしてリクエストに応じて工場を建てて、それを無償で貸し付けると。そして、企業に来ていただいて雇用の確保をします。こういうことをなさっ



ておられるわけでありまして、南部町の場合はそういうことはございません。自分で工場を建てて自分で運営するということをございますから、非常にそういう意味では条件が有利だというように思っております。支援の一つの形態として、この無償貸し付けということに判断をいたしました。

なお、これは県の事業で行うわけでありまして、お金を取れば県の補助金が減るという仕組みになっておりまして、県もそのように支援をして補助事業で対応しておるわけでありまして、町もそのような選択をしたということをございます。

それから、雇用の関係ですけれども、まだはっきり何人ということにはなっておりません。なっておりませんが、いわゆる溶鉱炉というような、そんなに簡単に今後景気が悪くなったけんすぐやめるとかというような代物ではないわけでありまして、そういう基幹的な部分を南部町に設置していただくわけですから、長きにわたって多くの雇用の確保が見込まれるというように思っております。そういうことを考えて、県の事業に乗って無償貸し付けという判断をしたところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、もう一つつけ加えておきます。今のこの土地なんですけれども、残土で造成するわけですから地盤が必ずしもよくない。したがって、そこに溶鉱炉だとか基幹的な工場を建てるということではないぐあいに聞いております。これは駐車場にして使うと。結局、そこを駐車場にできるだけ早く整備をして、今、駐車場で使っているところを基幹的な工場の立地に使うという会社側の御都合もあるようございますので、できるだけ早く、できたらすぐお渡ししてお使くださいということが望ましいのではないかとございますので、よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 詳細については委員会で審議しますが、町長、お聞きしておきたいのは、今回無償貸し付けになったというのですが、無償貸し付けする場合等についても要綱等をつくっておく必要があるのではないかと。例えば鳥取県工業団地再整備補助金を使った場合は、今後は、県がこれを使った分は売らんだらお金を返さないといけないというのであれば、鳥取県工業団地再整備補助金を使った場合は無償で貸与すると、こういうふうになるというふう理解していいわけですか。何らかの審査が要る、条件等ですね。例えばどなたかが手を挙げてやりたいと、このときにも今何ら基準がないものですからどうしようかと。県の工業団地の再整備費を使った場合には、これは無償貸与ですよというふうにするのかということ聞いてるんです。今、そういうことするからね。このNOKが使ったほかのときにはこれ適用しないよということなかなかかなりにくいと思うので、少なくとも何らかの条件整備要るのではないかと

うのが議員の共通した質問ではなかったかと思うんです。その点についての考え方がどうなのかという点が1つ。

それと、町長、お聞きするのは、NOKは全く知らないというところに来るわけじゃなくて、隣接する場所に駐車場が欲しくてこの土地が欲しいと言ったというふうに私たちは聞いておりますが、そのときに町長、ここはいわゆる建物が建たないから向こうも欲しがらなかったわけですか、自分の土地として。参考までにお聞かせ、どういう話をしたのかという。

それと、町長のほうから、ここを工事するに当たっては先ほどの1億3,000万円じゃなくて6,900万、7,000万かかったと。あと土地の購入費はこの中に入っているのかどうかわかりませんが、入っているのをこれで買い上げてくれないかということをして1回でも町のほうから持ちかけたんでしょうか。2点聞いておきます。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。県の補助金、工場再整備補助金ですね、の要綱上……（発言する者あり）要綱上、有償の貸し付けになる場合は補助金の額がその分圧縮されるような規定がございますので、おっしゃいますように、この県の補助金を使う場合は無償貸し付けをするというような、そういう決めをすることも可能なのかなと思います。私のほうからは以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私は、直接交渉しているわけではないので、職員から復命を受けた話でしております。結局、今使っている駐車場のところに工場を建てると、基幹的な工場を建てると。今、駐車場として使っている場所に基幹的な工場を建てる。そのためには駐車場がどこかほかに行ってもらわんといけんということでありまして、あそこの土地が有効ではないかということだったということでもあります。駐車場については、工業団地のほかであいているところもあるし、それから、例えば小原地内とかどこかに仮に駐車場をつくるというようなこともできないことはないわけですよ、できないことはない。だけど、やはり団地から離れてしまいますから遠くなるというようなことや、それから工業団地内の空き地については、これは借りられんというようなこともあって、今回のあそこに駐車場をという話になったということでもあります。ぐあいを受けとめております。相手が欲しがったかという、ちょっとそういうことではなくて、駐車場の確保をせんといけんということで協力をしたという形ですので、よろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員会で、きっと課長がお答えにならないから聞いているんで、町長は駐車場の経過聞きました、よそにまでも聞いた。ほかにも使えるところあるじゃないか聞いたんです。町長は、この話が出たときに工事費がかかります、町も県も税金出さないといけないんだけど、買い取ってはくれないかと町長のほうから持ちかけたことはありますか。それ聞いているんです。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。町長のほうは先ほど申し上げたとおり、国から無償でいただいたものでございますし、それから、工業団地の再生補助金で県の補助制度に乗ってやる限りは、収入があれば補助金が減るという仕組みになっておるようでございますから、そういうことを言った記憶はございません。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第72号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ありませんね。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

明日9日は定刻より、一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。（発言する者あり）全協は2時半からにしましょうか。以上をもちまして終了いたします。（発言する者あり）いや、委員会室でやります、はい。全協は委員会室で行いますので、よろしく願いいたします。それでは、どうも御苦労さんでした。

午後2時04分散会